

令和2年度の加入推進の取組状況について

目 次

- ・ 令和2年度の加入推進の取組状況について1
- ・ 農業者年金の加入実績について3
- ・ 基金役職員が参加せずに加入推進特別研修会を開催する場合の対応11
- ・ 県段階における加入推進特別研修会の開催が難しい場合の対応12
- ・ 加入推進特別研修会・統一説明用メモ13
- ・ 基金HPの受託機関向け加入推進関係情報等一覧（令和3年2月時点）28
- ・ 農業者年金関係主要指標（令和3年2月末現在）39
- ・ 【参考】令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針（案）40

令和2年度の加入推進の取組状況について

1 加入推進の目標等

(1) 第4期中期目標（平成30年度から令和4年度までの期間）における新規加入については、以下の目標が農林水産大臣より示されている。

- ① 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成29年度末の20%（推計値）から令和4年度末までに25%に拡大
- ② 新たに女性農業者の20歳から59歳までの基幹的農業従事者（女性）に対する農業者年金の被保険者割合を平成29年度末の8.8%（推計値）から令和4年度末までに17%に拡大

(2) 上記をうけ、中期目標を達成するために必要な新規加入者数、これまでの運動目標や加入実績を踏まえ、令和2年度までに加入者累計13万人の達成を目指して、毎年度の新規加入者数の全国目標を以下のとおり設定している。

- ① 20歳から39歳までの農業者の加入推進目標：2,800人／年
- ② 女性農業者の “ ” : 1,300 “ ”
- ③ 全体（20歳から59歳まで）の “ ” : 3,800 “ ”

(3) これらの設定目標を達成するため、受託機関を中心として関係団体とも連携の下、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」を展開しているところであり、令和2年度は、この3ヶ年計画の最終年度となることから、加入推進活動を一層強化し、進めてきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛等により、新規加入者数は低迷状態となっている。

2 加入推進の状況

(1) 令和2年度の加入推進状況

令和2年4月から令和3年1月までの新規加入者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、加入推進活動が例年のように計画的に展開できていないことから、全体で1,895人と前年度同期を167人下回っており加入者累計（令和3年1月末現在）は128,582人となっている。

(2) 新規加入者アンケート調査の結果

新規加入者へのアンケート結果では、加入前に農業者年金制度を「名前以外の制度内容はほとんど知らなかった」、「名前を含め全く知らなかった」が合わせて約6割を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。

また、加入を決めたのは「農業委員会、JA関係者等の戸別訪問」、「家族の勧め」が合わせて約6割以上となっている。

(3) 令和2年度の加入推進の取組

令和2年度の加入推進については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けて、例年のないスケジュールと対応を迫られる状況が続いたが、基金において以下の取組を実施した。

- ① 「令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針」の策定し、都道府県段階の受託機関へ令和2年4月1日に発出した。
- ② 市町村段階の業務受託機関向けの「加入推進活動の手引き」を始め、農業委員会・JA共有における「加入推進名簿の作成と活用について」を基金ホームページに掲載した。
- ③ 「見てわかる動画コーナー」「加入推進実践DVD」の動画データをホームページに掲載し、農業委員の勉強資材や加入推進の研修会等として活用するよう促した。
- ④ 表彰事業において、新規加入者数部門に係る受賞団体の優良事例を基金ホームページに掲載した。
- ⑤ 都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により、例年、全国46会場で開催される「加入推進特別研修会」については、9月から11月にかけて農業者年金制度の説明に加え、都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表等を行った。

その際、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基金役職員が参加した県（17県）以外の県（26県）については、理事長のビデオレター、制度説明の読み上げ原稿を提供する形で対応した。

また、新型コロナウイルス感染所の影響を受けて、人を参集しての開催が困難となった3県（埼玉県、群馬県、熊本県）については、県段階の業務受託機関の職員が、今年、農業委員組織の回線があった各市町村を中心に巡回しながら、加入推進特別研修会の代わりとなる研修会を実施した。
- ⑥ 毎年6会場で開催しているブロック別農業者年金業務担当者及び総合指導員会議については、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、関東、近畿、九州・沖縄ブロックの3会場のみで11月に開催するとともに、その他のブロックにおいては、Web会議を11月に実施した。
- ⑦ 広報活動については、以下の対応を行った。
 - ・JA全青協会長を広域推進協力員に委嘱し、取材記事を基金ホームページ等に掲載した。
 - ・農林水産省の経営局フェイスブック、農林水産省e普及だより、農業女子プロジェクトメルマガ、「MAFFアプリ」にPR記事を掲載した。
 - ・農業者向けWebサイト「マイナビ農業」にPR記事を掲載（3月2日～3月27日）した。
- ⑧ 重点県（20歳～39歳、女性及び全体の目標達成率の平均を下回った等の7県）を指定し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点県における重点市町村・JAの登録、必要に応じて加入推進活動の進捗状況を報告させた。

また、10月から12月を加入推進強化月間と位置付けていることを踏まえ、11月に重点県の傘下の重点市町村・JAに対し、加入推進用「ポスター」を送付し、それぞれの組織の窓口や相談ブース等に貼って、広く周知活動を行うよう指導した。

さらに、特別重点県（重点7都府県のうち、20歳～39歳・女性・全体とも7都府県の平均を下回り、7都府県の平均目標未達成者数を上回った1県）では、5者協議を行い、特別活動計画を共同策定し、アンケート調査を実施し、新規加入者の発掘やチラシの配布・説明等の取組を行うよう指導した。

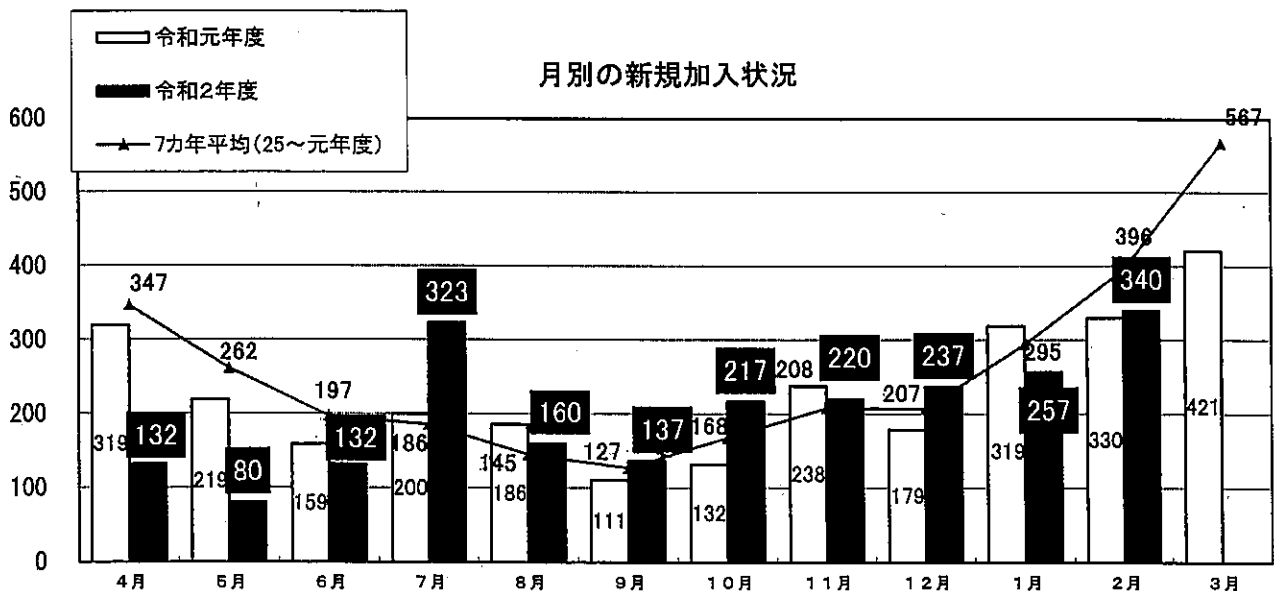
農業者年金の加入実績について

農業者年金の年度別新規加入者数等

(単位：人)

	新規加入者数	対前年同期増減	年度末加入者累計
14年度	—	—	77,031
15年度	1,584	—	78,558
16年度	1,613	+29	80,114
17年度	1,653	+40	81,713
18年度	2,296	+643	83,972
19年度	4,173	+1,877	88,103
20年度	3,707	-466	91,729
21年度	3,908	+201	95,565
22年度	3,452	-456	98,984
23年度	3,203	-249	102,153
24年度	3,014	-189	105,135
25年度	3,452	+438	108,556
26年度	2,761	-691	111,292
27年度	3,068	+307	114,341
28年度	3,200	+132	117,515
29年度	3,335	+135	120,818
30年度	3,107	-228	123,912
令和元年度	2,813	-294	126,706
令和2年度	2,235	-157	128,921

(注) 資格取消等があるため、新規加入者数と年度末加入者累計の増加数は一致しない。



新規加入者の状況		男女計		政策支援加入		
		うち女性	うち39歳以下	うち区分3		
新規加入者	令和元年度(2月)	2,392	845(35.3%)	1,441(60.2%)	563(23.5%)	330(58.6%)
	令和2年度(2月)	2,235	797(35.7%)	1,333(59.6%)	557(24.9%)	355(63.7%)

年度別 都道府県別・新規加入者の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度(2月)
北海道	442	600	585	712	908	898	1,107	1,083	1,045	943	1,128	842	992	929	1,002	830	694	547
青森	22	16	47	65	108	73	97	80	51	80	79	64	78	129	100	91	110	69
岩手	52	62	86	89	184	111	98	79	68	65	80	56	69	60	58	93	67	53
宮城	74	66	50	56	66	71	97	112	94	105	99	72	105	83	76	57	53	48
秋田	17	20	18	31	38	47	42	37	41	38	63	37	28	55	54	36	47	29
山形	73	58	48	80	81	83	162	92	71	83	108	73	83	84	77	90	66	53
福島	31	20	18	31	95	101	73	81	46	64	79	53	48	46	47	58	47	36
茨城	11	15	12	32	78	51	47	58	72	126	151	75	83	85	82	58	71	46
栃木	40	54	53	68	115	115	127	92	69	71	79	64	66	74	40	69	76	60
群馬	13	14	8	16	74	79	84	47	43	52	44	25	98	52	91	68	65	43
埼玉	7	1	14	16	43	40	21	19	24	18	26	10	30	51	59	60	48	36
千葉	27	26	25	51	39	59	59	58	73	55	54	55	42	70	98	129	104	72
東京	3	0	1	5	14	9	6	9	18	7	11	8	11	3	13	16	11	9
神奈川	15	5	11	17	20	8	17	49	44	31	28	34	47	51	43	34	49	38
新潟	70	30	45	57	166	186	148	109	82	82	106	71	70	85	85	77	74	64
富山	12	5	5	10	22	13	19	3	7	12	12	13	4	8	6	7	6	4
石川	2	5	4	6	16	8	16	15	22	22	22	9	14	8	12	12	6	7
福井	5	7	10	18	25	19	6	10	16	10	10	6	6	11	16	10	6	7
山梨	4	0	1	6	9	20	31	17	20	12	13	25	21	12	22	22	13	19
長野	55	61	71	154	278	256	179	169	152	159	177	106	134	166	140	156	111	94
岐阜	10	10	17	14	37	31	19	34	23	25	36	51	28	27	24	28	47	18
静岡	8	10	11	26	79	89	92	64	47	52	56	46	35	59	59	62	46	48
愛知	2	4	6	29	57	55	35	34	21	29	34	34	30	26	44	32	28	31
三重	7	4	4	11	11	14	14	14	13	7	27	14	12	8	5	12	11	6
滋賀	2	5	5	1	17	13	15	12	5	7	8	4	12	13	14	2	5	12
京都	10	1	1	6	14	16	13	17	14	22	30	18	26	24	33	26	36	13
大阪	1	0	3	1	12	16	9	5	4	4	16	10	15	8	7	11	10	10
兵庫	4	11	10	19	24	22	24	18	15	18	21	18	14	23	16	23	31	19
奈良	2	6	3	2	10	4	5	7	8	6	12	7	10	11	14	14	14	15
和歌山	8	7	9	7	19	21	15	27	23	12	16	10	17	24	57	65	40	37
鳥取	3	2	2	6	17	20	25	19	10	14	14	12	16	15	27	22	16	18
島根	4	3	5	5	19	16	26	12	9	10	18	10	12	9	10	12	11	9
岡山	4	4	3	3	16	12	15	18	9	10	16	17	14	13	12	17	23	15
広島	9	5	5	6	21	21	7	16	22	14	11	24	13	10	8	10	15	10
山口	9	5	4	19	33	34	21	16	29	34	12	8	17	22	24	23	15	12
徳島	3	9	3	9	110	29	9	14	14	13	19	15	20	26	30	32	23	27
香川	6	2	8	8	13	13	15	8	19	16	15	16	13	23	23	14	11	12
愛媛	11	14	16	25	66	58	36	40	60	48	47	36	39	43	62	40	37	51
高知	4	0	7	6	33	28	34	47	24	24	16	26	26	40	53	43	48	25
福岡	8	11	25	31	60	93	88	57	86	81	58	54	57	48	71	45	55	46
佐賀	27	31	23	26	98	91	150	84	92	70	74	60	56	65	61	63	53	59
長崎	110	45	50	45	302	215	195	171	155	106	111	101	126	112	113	117	108	72
熊本	71	76	37	71	186	157	185	148	138	100	167	197	179	176	149	149	135	115
大分	32	17	13	32	64	66	52	45	26	38	27	27	34	38	32	35	37	36
宮崎	144	118	142	171	239	143	191	136	133	85	98	105	96	117	111	88	106	78
鹿児島	95	129	101	160	191	137	154	148	128	111	99	103	83	121	123	116	109	88
沖縄	15	19	28	37	46	46	28	22	18	23	26	40	39	37	32	33	21	19
全国計	1,584	1,613	1,653	2,296	4,173	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014	3,452	2,761	3,068	3,200	3,335	3,107	2,813	2,235

令和2年度 都道府県別加入状況（全体の新規加入者数）

単位：人

都道府県	令和2年度													前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減
北海道	34	20	52	90	34	28	25	44	59	63	98		547	585	-38	739	-192
青森	5	0	2	10	6	2	10	4	7	9	14		69	84	-15	71	-2
岩手	7	5	2	14	5	1	0	3	2	7	7		53	57	-4	53	0
宮城	1	2	3	5	5	5	2	7	2	5	11		48	43	5	64	-16
秋田	1	2	0	6	2	2	0	3	4	7	2		29	38	-9	33	-4
山形	6	1	2	9	2	0	6	6	7	5	9		53	54	-1	66	-13
福島	4	1	4	8	3	2	1	4	1	3	5		36	43	-7	46	-10
茨城	4	0	2	5	7	10	8	4	1	2	3		46	52	-6	75	-29
栃木	1	3	8	6	3	4	10	3	7	8	7		60	65	-5	56	4
群馬	6	1	2	2	1	1	9	14	5	1	1		43	64	-21	57	-14
埼玉	3	3	2	2	1	3	1	5	3	7	6		36	42	-6	31	5
千葉	1	2	2	9	5	0	11	7	7	12	16		72	87	-15	67	5
東京	2	0	1	1	0	0	0	1	2	0	2		9	10	-1	9	0
神奈川	2	0	2	3	2	0	4	1	11	6	7		38	39	-1	34	4
新潟	2	5	0	9	1	6	4	4	4	12	17		64	62	2	67	-3
富山	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2		4	5	-1	6	-2
石川	0	1	1	0	1	1	0	3	0	0	0		7	5	2	11	-4
福井	0	0	0	3	2	1	1	0	0	0	0		7	5	2	8	-1
山梨	0	0	0	0	0	0	6	1	5	0	7		19	12	7	15	4
長野	6	4	4	13	6	2	8	3	13	23	12		94	91	3	115	-21
岐阜	2	0	1	4	3	2	0	0	1	1	4		18	40	-22	28	-10
静岡	2	1	3	6	6	5	4	3	7	2	9		48	45	3	48	0
愛知	2	2	0	2	8	1	0	4	4	3	5		31	28	3	29	2
三重	0	1	0	3	0	0	0	1	1	0	0		6	10	-4	11	-5
滋賀	0	1	0	1	1	1	3	1	1	0	3		12	5	7	7	5
京都	2	0	1	1	3	0	2	0	2	0	2		13	29	-16	22	-9
大阪	1	0	0	0	1	0	5	1	2	0	0		10	8	2	10	0
兵庫	2	0	1	4	1	0	1	3	2	3	2		19	27	-8	19	0
奈良	1	0	2	0	0	1	6	2	0	2	1		15	11	4	9	6
和歌山	4	2	1	5	1	4	4	2	1	3	10		37	36	1	29	8
鳥取	1	1	1	5	1	1	1	2	2	0	3		18	13	5	12	6
島根	0	1	0	1	1	1	0	0	2	0	3		9	9	0	11	-2
岡山	2	1	1	2	2	2	2	2	0	1	0		15	23	-8	12	3
広島	0	0	0	2	0	1	1	2	1	1	2		10	15	-5	9	1
山口	0	0	0	2	0	2	2	4	0	1	1		12	7	5	13	-1
徳島	1	0	0	0	4	3	5	4	3	4	3		27	18	9	19	8
香川	1	3	0	0	0	1	2	3	0	2	0		12	8	4	13	-1
愛媛	5	3	4	9	4	4	2	7	4	2	7		51	32	19	38	13
高知	1	0	2	2	5	1	6	4	1	3	0		25	45	-20	30	-5
福岡	2	1	0	13	2	4	3	6	4	5	6		46	51	-5	48	-2
佐賀	2	0	5	7	7	5	13	2	6	7	5		59	45	14	54	5
長崎	0	0	1	8	2	7	10	11	7	13	13		72	91	-19	86	-14
熊本	8	5	2	19	8	9	14	21	7	10	12		115	117	-2	136	-21
大分	2	3	2	3	4	3	8	1	3	2	5		36	33	3	28	8
宮崎	2	4	8	17	4	3	4	5	19	8	4		78	97	-19	84	-6
鹿児島	4	1	6	11	3	8	10	10	14	9	12		88	88	0	89	-1
沖縄	0	0	1	1	2	0	3	2	3	5	2		19	18	1	29	-10
全国計	132	80	132	323	160	137	217	220	237	257	340	0	2,235	2,392	-157	2,538	-303

参考

元年度 同月	319	219	159	200	186	111	132	238	179	319	330	421	2,813
増減	-187	-139	-27	123	-26	26	85	-18	58	-62	10		
25～元年度 同月平均	347	262	197	186	145	127	168	208	207	295	396	567	3,105
増減	-215	-182	-65	137	15	10	49	12	30	-38	-56		

※小数点以下を四捨五入している。

令和2年度 都道府県別加入状況(20歳から39歳の新規加入者数)

単位: 人

都道府県	令和2年度													前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減
	北海道	24	17	43	71	29	19	18	31	38	43	70		403	384	19	515
青森	3	0	2	5	5	1	2	3	3	3	8		35	43	-8	38	-3
岩手	4	0	2	10	1	0	0	2	1	2	5		27	34	-7	33	-6
宮城	0	0	0	3	3	4	1	2	0	2	7		22	31	-9	39	-17
秋田	1	1	0	4	1	1	0	2	2	4	1		17	23	-6	23	-6
山形	5	1	2	5	1	0	3	4	3	4	7		35	45	-10	48	-13
福島	0	1	1	5	2	2	0	3	1	0	2		17	28	-11	28	-11
茨城	2	0	1	2	5	6	7	1	1	1	2		28	28	0	46	-18
栃木	1	3	4	1	3	4	8	1	6	6	3		40	38	2	37	3
群馬	5	1	1	2	1	1	4	5	4	0	1		25	33	-8	29	-4
埼玉	1	1	2	1	1	1	0	1	0	3	2		13	24	-11	18	-5
千葉	0	1	1	5	0	0	5	2	4	4	5		27	40	-13	38	-11
東京	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		2	4	-2	4	-2
神奈川	2	0	0	1	1	0	0	0	10	4	2		20	19	1	19	1
新潟	1	1	0	3	1	6	1	3	2	4	9		31	34	-3	43	-12
富山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	4	-3	5	-4
石川	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0		4	3	1	6	-2
福井	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0		5	4	1	4	1
山梨	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	1		9	6	3	8	1
長野	4	3	3	8	1	2	2	1	5	9	5		43	54	-11	61	-18
岐阜	2	0	1	2	0	1	0	0	1	1	2		10	22	-12	17	-7
静岡	0	0	2	5	3	3	3	1	2	1	3		23	28	-5	28	-5
愛知	1	0	0	1	4	1	0	2	3	3	4		19	18	1	17	2
三重	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0		5	6	-1	6	-1
滋賀	0	1	0	1	1	1	2	1	0	0	1		8	1	7	4	4
京都	2	0	1	1	2	0	1	0	1	0	1		9	15	-6	12	-3
大阪	1	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0		6	2	4	4	2
兵庫	1	0	1	3	1	0	1	1	1	3	1		13	15	-2	9	4
奈良	1	0	1	0	0	0	5	2	0	2	1		12	7	5	6	6
和歌山	1	2	1	4	1	2	3	0	0	1	4		19	20	-1	16	3
鳥取	1	0	1	1	0	0	1	2	2	0	2		10	11	-1	10	0
島根	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0		5	5	0	7	-2
岡山	2	1	1	1	1	1	2	1	0	1	0		11	13	-2	9	2
広島	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2		5	8	-3	7	-2
山口	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1		6	5	1	8	-2
徳島	1	0	0	0	3	3	3	2	1	2	3		18	12	6	14	4
香川	0	1	0	0	0	1	1	2	0	1	0		6	3	3	9	-3
愛媛	2	2	1	4	3	1	0	2	2	0	5		22	15	7	22	0
高知	1	0	2	2	2	1	5	3	0	2	0		18	25	-7	17	1
福岡	2	1	0	8	2	4	2	3	2	4	5		33	31	2	31	2
佐賀	2	0	2	4	6	2	8	0	3	5	1		33	24	9	33	0
長崎	0	0	0	5	1	2	4	6	6	9	10		43	57	-14	57	-14
熊本	6	2	1	12	5	6	6	17	2	9	10		76	69	7	78	-2
大分	1	1	2	2	1	1	3	0	2	0	4		17	22	-5	17	0
宮崎	2	4	3	14	4	2	1	2	10	5	2		49	59	-10	51	-2
鹿児島	2	0	2	8	2	3	3	6	7	6	6		45	58	-13	54	-9
沖縄	0	0	1	1	2	0	1	1	1	0	1		8	11	-3	12	-4
全国計	85	48	88	212	103	85	114	117	137	145	199	0	1,333	1,441	-108	1,599	-266

参考

※小数点以下を四捨五入している。

元年度 同月	200	142	102	122	116	64	70	130	100	189	206	267	1,708
増減	-115	-94	-14	90	-13	21	44	-13	37	-44	-7		
25～元年度 同月平均	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324	1,923
増減	-135	-126	-44	96	9	6	14	-2	8	-39	-53		

令和2年度 都道府県別加入状況(女性の新規加入者数)

単位: 人

都道府県	令和2年度													前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減
北海道	19	8	24	34	19	9	14	18	32	30	48		255	277	-22	327	-72
青森	1	0	0	1	1	0	4	3	4	3	4		21	26	-5	20	1
岩手	1	3	0	4	3	0	0	1	1	2	2		17	17	0	15	2
宮城	0	1	1	0	3	2	1	2	2	2	2		16	8	8	17	-1
秋田	0	1	0	2	2	2	0	1	1	3	1		13	12	1	8	5
山形	2	0	1	1	0	0	3	1	2	2	2		14	9	5	14	0
福島	1	0	1	3	0	2	0	3	0	2	2		14	12	2	11	3
茨城	1	0	0	2	1	1	1	0	0	1	2		9	15	-6	19	-10
栃木	0	1	4	2	1	1	4	1	2	3	0		19	19	0	15	4
群馬	2	0	1	0	0	0	5	6	2	0	0		16	25	-9	21	-5
埼玉	1	1	1	1	0	0	1	0	2	3	3		13	12	1	8	5
千葉	0	0	1	4	3	0	4	1	1	5	4		23	32	-9	21	2
東京	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1		3	4	-1	3	0
神奈川	0	0	2	0	0	0	3	0	3	1	3		12	12	0	11	1
新潟	0	1	0	1	1	2	3	0	2	4	8		22	17	5	14	8
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1	-1
石川	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0		3	2	1	3	0
福井	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1	0	1	1	0
山梨	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	2		7	4	3	3	4
長野	1	1	0	4	2	0	1	1	6	10	6		32	32	0	39	-7
岐阜	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1		4	11	-7	8	-4
静岡	1	0	0	1	1	0	2	1	2	0	5		13	11	2	13	0
愛知	1	1	0	0	4	0	0	1	2	1	1		11	11	0	10	1
三重	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		2	3	-1	3	-1
滋賀	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0		2	2	0	2	0
京都	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1		5	7	-2	6	-1
大阪	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0		4	2	2	3	1
兵庫	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		3	8	-5	5	-2
奈良	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0		5	4	1	2	3
和歌山	2	0	1	1	0	1	2	1	0	1	3		12	12	0	8	4
鳥取	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	1		5	2	3	3	2
島根	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1		3	2	1	3	0
岡山	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		3	11	-8	4	-1
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		2	6	-4	4	-2
山口	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	1		6	2	4	4	2
徳島	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	1		7	6	1	5	2
香川	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0		5	3	2	3	2
愛媛	1	0	2	2	2	2	0	3	2	1	3		18	12	6	13	5
高知	1	0	1	1	2	0	1	1	0	1	0		8	13	-5	10	-2
福岡	0	0	0	4	0	2	0	3	1	1	2		13	13	0	13	0
佐賀	0	0	1	2	3	2	3	1	2	4	1		19	21	-2	17	2
長崎	0	0	0	1	0	3	3	2	3	5	2		19	32	-13	31	-12
熊本	3	3	0	3	2	5	5	9	4	5	4		43	38	5	45	-2
大分	2	1	0	1	1	0	4	0	2	1	0		12	9	3	7	5
宮崎	0	0	4	4	1	1	3	3	7	4	1		28	31	-3	28	0
鹿児島	2	0	1	5	1	3	2	6	2	4	5		31	32	-1	31	0
沖縄	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1		4	6	-2	6	-2
全国計	46	25	49	90	56	42	84	80	98	103	124	0	797	845	-48	861	-64

参考

元年度 同月	117	79	53	75	70	38	45	94	57	101	116	138	983
増減	-71	-54	-4	15	-14	4	39	-14	41	2	8		
25～元年度 同月平均	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191	1,051
増減	-75	-64	-15	26	5	0	27	8	34	5	-15		

※小数点以下を四捨五入している。

「加入者累計13万人早期達成3力年運動」の都道府県別進捗状況
(全体の新規加入者数、3年2月実績)

	目標(人) ①	新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考
北海道	681	547	80.3%	134	

	目標(人) ①	新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考	
1	佐賀	54	59	109.3%	(5)	達成!
2	長崎	73	72	98.6%	1	
3	愛媛	56	51	91.1%	5	
4	長野	109	94	86.2%	15	
5	大分	42	36	85.7%	6	
6	新潟	85	64	75.3%	21	
7	滋賀	16	12	75.0%	4	
8	奈良	20	15	75.0%	5	
9	宮崎	104	78	75.0%	26	
10	鹿児島	118	88	74.6%	30	
11	神奈川	52	38	73.1%	14	
12	宮城	69	48	69.6%	21	
13	鳥取	27	18	66.7%	9	
14	山口	18	12	66.7%	6	
15	熊本	176	115	65.3%	61	
16	福井	11	7	63.6%	4	
17	山形	91	53	58.2%	38	
18	栃木	106	60	56.6%	46	
19	徳島	48	27	56.3%	21	
20	岩手	96	53	55.2%	43	
21	岐阜	33	18	54.5%	15	
22	群馬	81	43	53.1%	38	
23	島根	17	9	52.9%	8	
24	石川	14	7	50.0%	7	
25	大阪	20	10	50.0%	10	
26	京都	27	13	48.1%	14	
27	香川	25	12	48.0%	13	
28	千葉	152	72	47.4%	80	
29	静岡	103	48	46.6%	55	
30	山梨	41	19	46.3%	22	
31	和歌山	87	37	42.5%	50	
32	福岡	110	46	41.8%	64	
33	青森	167	69	41.3%	98	
34	岡山	37	15	40.5%	22	
35	秋田	75	29	38.7%	46	
36	高知	65	25	38.5%	40	
37	兵庫	50	19	38.0%	31	
38	沖縄	50	19	38.0%	31	
39	埼玉	96	36	37.5%	60	
40	富山	11	4	36.4%	7	
41	福島	100	36	36.0%	64	
42	広島	28	10	35.7%	18	
43	茨城	159	46	28.9%	113	
44	東京	33	9	27.3%	24	
45	愛知	137	31	22.6%	106	
46	三重	29	6	20.7%	23	
	合計	3,800	2,235	58.8%	1,565	

「加入者累計13万人早期達成3力年運動」の都道府県別進捗状況
(20歳から39歳の新規加入者数、3年2月実績)

	目標(人) ①	39歳以下の 新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考
北海道	480	403	84.0%	77	

	目標(人) ①	39歳以下の 新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考
1 佐賀	41	33	80.5%	8	
2 奈良	15	12	80.0%	3	
3 長崎	56	43	76.8%	13	
4 福井	7	5	71.4%	2	
5 滋賀	13	8	61.5%	5	
6 山口	10	6	60.0%	4	
7 宮崎	82	49	59.8%	33	
8 愛媛	37	22	59.5%	15	
9 大分	29	17	58.6%	12	
10 鹿児島	78	45	57.7%	33	
11 長野	80	43	53.8%	37	
12 鳥取	19	10	52.6%	9	
13 熊本	147	76	51.7%	71	
14 山形	69	35	50.7%	34	
15 新潟	62	31	50.0%	31	
16 徳島	38	18	47.4%	20	
17 栃木	85	40	47.1%	45	
18 神奈川	43	20	46.5%	23	
19 石川	9	4	44.4%	5	
20 宮城	50	22	44.0%	28	
21 岡山	25	11	44.0%	14	
22 京都	21	9	42.9%	12	
23 大阪	14	6	42.9%	8	
24 岩手	64	27	42.2%	37	
25 島根	12	5	41.7%	7	
26 岐阜	25	10	40.0%	15	
27 山梨	23	9	39.1%	14	
28 福岡	86	33	38.4%	53	
29 兵庫	34	13	38.2%	21	
30 群馬	68	25	36.8%	43	
31 静岡	66	23	34.8%	43	
32 香川	18	6	33.3%	12	
33 高知	54	18	33.3%	36	
34 秋田	52	17	32.7%	35	
35 和歌山	61	19	31.1%	42	
36 青森	122	35	28.7%	87	
37 福島	63	17	27.0%	46	
38 沖縄	31	8	25.8%	23	
39 三重	21	5	23.8%	16	
40 広島	21	5	23.8%	16	
41 千葉	120	27	22.5%	93	
42 茨城	133	28	21.1%	105	
43 愛知	106	19	17.9%	87	
44 埼玉	76	13	17.1%	63	
45 富山	9	1	11.1%	8	
46 東京	25	2	8.0%	23	
合計	2,800	1,333	47.6%	1,467	

「加入者累計13万人早期達成3力年運動」の都道府県別進捗状況
(女性の新規加入者数、3年2月実績)

	目標(人) ①	女性の 新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考
北海道	300	255	85.0%	45	

	目標(人) ①	女性の 新規加入者数(人) ②	達成率(%) ②/①	未達成者数(人) ①-②	備考
1 愛媛	17	18	105.9%	(1)	達成!
2 新潟	23	22	95.7%	1	
3 佐賀	20	19	95.0%	1	
4 大分	13	12	92.3%	1	
5 神奈川	14	12	85.7%	2	
6 山口	7	6	85.7%	1	
7 鹿児島	37	31	83.8%	6	
8 奈良	6	5	83.3%	1	
9 長野	40	32	80.0%	8	
10 宮崎	36	28	77.8%	8	
11 長崎	25	19	76.0%	6	
12 熊本	57	43	75.4%	14	
13 石川	4	3	75.0%	1	
14 京都	7	5	71.4%	2	
15 宮城	24	16	66.7%	8	
16 大阪	6	4	66.7%	2	
17 群馬	25	16	64.0%	9	
18 鳥取	8	5	62.5%	3	
19 香川	8	5	62.5%	3	
20 島根	5	3	60.0%	2	
21 秋田	22	13	59.1%	9	
22 栃木	35	19	54.3%	16	
23 山形	27	14	51.9%	13	
24 岩手	34	17	50.0%	17	
25 山梨	14	7	50.0%	7	
26 滋賀	4	2	50.0%	2	
27 千葉	48	23	47.9%	25	
28 埼玉	28	13	46.4%	15	
29 徳島	16	7	43.8%	9	
30 高知	19	8	42.1%	11	
31 福島	34	14	41.2%	20	
32 和歌山	30	12	40.0%	18	
33 沖縄	10	4	40.0%	6	
34 静岡	34	13	38.2%	21	
35 青森	56	21	37.5%	35	
36 東京	8	3	37.5%	5	
37 福岡	35	13	37.1%	22	
38 福井	3	1	33.3%	2	
39 岐阜	12	4	33.3%	8	
40 岡山	11	3	27.3%	8	
41 愛知	48	11	22.9%	37	
42 三重	9	2	22.2%	7	
43 広島	9	2	22.2%	7	
44 兵庫	16	3	18.8%	13	
45 茨城	51	9	17.6%	42	
46 富山	3	0	0.0%	3	
合計	1,300	797	61.3%	503	

基金役職員が参加せずに入加推進特別研修会を開催する場合の対応

基金理事長の挨拶として、ビデオレターを撮影しましたので、研修会の前段で放映してください。また、基金側から説明する予定だったテキスト(「農業者年金制度と加入推進」)及び4種類のチラシの読み上げ原稿を作成しましたので、農業会議又はJA中央会の担当者から代読による説明を行ってください。

その他、加入推進特別研修会の内容は、「令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針」のⅢ-2-(2)①に列挙されているように、県段階からの加入推進活動計画の発表、加入推進事例の紹介、外部専門家による説明等がありますので、各県の事情を踏まえ、効率的な研修となるよう、工夫してください。

「基金より送付する資料4点」

①ビデオレター(理事長挨拶)

理事長挨拶として、会場で放映していただくため、DVD(約10分)を郵送でお届けします。(ご参考までに内容をメールでお送りさせていただきます。)

②統一説明用メモ(基金からの制度説明の資料として読み上げ原稿)

テキストとして使用する全国農業会議所発行の「2020年度版 農業者年金制度と加入推進」及び4種類のチラシの解説メモですので、代読をお願いいたします。(参加者に対し、テキストと4種類のチラシを配付願います)

③制度改正周知リーフレット

制度改正の概要を記した資料です。(「制度改正があること」だけをお伝えしていただき、内容の説明は不要です。改正の詳細が確定次第、追ってお伝えすることになります。)

④アンケート用紙

研修の成果を把握することが不可欠なため、ご協力をお願いします。

★ 研修会の終了後、研修会資料一式と④により回収したアンケートを基金へ送付してください。(当日の質疑・回答、概要等も任意の様式で構いませんので提出してください。)

県段階における加入推進特別研修会の開催が難しい場合の対応

新型コロナウイルスの対応により、県段階で実施する加入推進特別研修会に市町村段階の業務受託機関の関係者の招集が難しい場合は、各市町村段階の業務受託機関(農業委員会及びJA)が、事務所を研修会の場として設営し、加入推進部長、農業委員やJAの加入推進担当者等を参集していただき、基金理事長の挨拶として撮影したビデオレター(約10分)と基金HPに掲載されている下記の本のDVD(2本で約30分弱)を放映するとともに、各種の研修用資料を提供することにより、加入推進活動の「礎」を築いてください。

(1) 農業者年金制度の説明用DVD「農業者年金の加入のおすすめ」

(2) 加入推進用DVD「みんなで農業者年金を広めよう！」

その際、加入推進を担当する農業委員やJA職員が新任者である場合や、ターゲット(加入対象者)が多い市町村・JA(重点活動対象地区)等については、可能な限り、県農業会議やJA中央会の担当者が研修会の場に参加し、質疑等の対応を行ってください。

上記の農業者年金制度の説明用DVDは、全国農業会議所発行の「2020年度版 農業者年金制度と加入推進」のテキストに沿った形で作成されていますので、テキストを4種類のチラシと併せて参集者に配布するとともに、県段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画等を配布してください。また、上記2本のDVDを放映した後に、参集者に対するアンケートを行ってください。

「市町村段階の業務受託機関で実施する研修会用資料」

- ①ビデオレター(理事長挨拶)
- ②2本の研修用DVD
- ③テキスト(「2020年度版 農業者年金制度と加入推進」)及び4種類のチラシ
- ④アンケート用紙
- ⑤県段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画
- ⑥制度改正周知リーフレット
 - ・・・制度改正の詳細が確定次第、改めてリーフレット等でお伝えすることになります。
- ⑦その他県段階の業務受託機関が作成した広報媒体等(必要に応じて配布)

★各市町村段階で行われる研修会の開催通知(日時、場所、参加者数等を記載)、④により回収したアンケート及び当日の概要・質疑等を県段階で取りまとめの上、基金へ送付してください。

(注)上記のほか、基金から県段階の業務受託機関に対して、「統一説明用メモ」(テキストとして使用する全国農業会議所発行の「2020年度版 農業者年金制度と加入推進」と4種類のチラシの解説メモ)をお送りしますので、必要に応じてご活用ください。

【令和2年度】加入推進特別研修会・統一説明用メモ

【はじめに】

本日は、お忙しい中、多数の皆様方にご参加をいただき、誠にありがとうございます。

本日、ご参集の皆様方には、日頃より農業者年金制度へのご理解とご協力を賜り、また、加入推進にご尽力をいただいていることにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

【ガイダンス】

それでは研修に入ります。

本日の参加者名簿を拝見しますと、農業委員会組織やJAグループの方々に多数ご参加いただいております。

本日の加入推進特別研修会の目的は、大きく2つあります。

第一の目的は、農業者年金の必要性を理解していただくことです。

第二の目的は、皆様が自信を持って農業者年金の仕組みや特徴をご説明いただけるよう、その内容についてご理解していただくことです。

本日の研修会では、この「農業者年金制度と加入推進」を中心に説明いたしますが、皆様のお手元に配布させていただいている4種類のチラシについても併せて簡単にご説明させていただきたいと思っております。

【第1部 農業者年金制度の誕生と制度改革】

■ P4

まず、P4をご覧ください。農業者年金制度の説明に先立ち、その誕生の背景と趣旨について、ご説明させていただきます。

戦後、我が国の年金制度は、サラリーマンと農業者との間で大きな格差がありました。また、経済成長を背景として1961年（昭和36年）に制定された農業基本法では、農業者と他産業従事者との格差是正が課題となりました。

このような中、農業委員会組織は、「農民にも恩給を」、「サラリーマン並みの年金を」のスローガンの下、約350万人の署名、農業委員ら約1万人の要請大会といった大運動を展開しました。

また、JAグループも、全中（全国農業協同組合中央会）に「農民年金推進専門委員会」を設置し、政府・政党への申し入れ活動を展開しました。

こうした経過を経て、1970年（昭和45年）に農業者年金制度が創設され、翌年1月から事業を開始しました。そして、2000年（平成12年）3月末までの間に、約98万人の受給者に約3.8兆円弱の年金が給付され、このうち国費が約1.9兆円が充てられる等、農業者の老後生活の安定と農業経営の近代化に一定の成果を上げました。

このように創設された農業者年金制度ですが、P5にあるように、現役世代が高齢者世代を支える「賦課方式」となっていたため、少子高齢化や担い手の減少等を背景として、農家の方の老後生活の安定を図る制度へと改善していく検討が必要になりました。

その際にも、政府における検討に加え、農業委員会組織とJAグループ等が一体となった組織的な運動が展開された結果、2001年（平成13年）の制度改革により、「積立方式」の制度に切り替えが行われました。

新制度への切り替えの際、旧制度の受給者に支払われる年金の財源は、全額国費で負担することとなり、その後も、現在まで約2兆3千億円の国費を使って旧年金の支払いが行われています。

また、令和元年度における新制度への加入者累計数は、約12.7万人となり、政策支援として約286億円の国費が投入される中、年金の支払いが徐々に拡大しているところです。

このように、旧制度はもとより、新制度についても、本日ご参加いただいている農業委員会組織とJAグループの皆様の活動により構築されたものであることを改めてご理解いただきたいと思います。

それでは、P 8からP 49までの「農業者年金制度の概要とその特徴」について説明します。

【第2部 農業者年金制度の概要とその特徴】

■ P 8

■ 農業者年金制度の概要とその特徴

1) 長寿社会がますます進行

P 8をご覧ください。

日本人の平均寿命は世界でもトップクラスで、総務省の発表によると、2019年9月15日現在における90歳以上の人口は231万人となり、うち女性は173万人と全体の75%を占めています。

P 8の表を見ても分かるように、農業者の方々の平均余命は、男女とも全国民の平均余命を上回っていることを踏まえると、農業者の方々、とりわけ女性農業者にとって、老後生活の安定に結びつく年金の必要性と重要性が増しています。

2) 老後生活を考えると国民年金だけでは不足

高齢農家の生活費（平成30年時推計）は、月額約24万円ですが、国民年金だけですと、夫婦2人で月額約13万円となり、毎月10万円程度不足することになります。

このため、農業者の方は、国民年金に上乗せする農業者年金に加入する必要があります。

■ P 9

3) 農業者年金は年金制度の「2階」部分

P 9の図のとおり、農業者年金は、第1号被保険者である農業者の方が加入している「1階」部分の国民年金（老齢基礎年金）の「2階」部分の年金ですが、この上乗せ年金に自ら加入しなければ、「1階」部分の国民年金のみとなります。

なお、農業者年金に加入される方は、国民年金付加年金への加入義務があります。

■ P 10

4) 老後生活の安定には農業者年金への夫婦加入が必要

P 10をご覧ください。

ご夫婦で農業者年金にご加入いただいた場合を試算すると、国民年金と農業者年金で月額約26万円の年金を受け取ることができ、老後の生活費をまかなうことが可能となります。すなわち、夫婦で農業者年金に加入することが重要です。

■ P 1 1

ご主人が亡くなった後の配偶者の年金と考えると？

P 1 1をご覧ください。

先ほどもご紹介したように、一般的に女性の方は長生きですので、例えば、夫が87歳で亡くなった場合、上段の2つの事例のように、夫婦が国民年金のみ、あるいは夫だけが農業者年金に加入していたケースでは、妻の年金は、国民年金の月額6万5千円だけになってしまいます。

一方、下段の左の事例のように、夫婦で農業者年金に加入していたケースでは、配偶者の年金は月額13万円となり、これは下段の右の事例である会社員と専業主婦による厚生年金のモデルにおける妻の受取年金額と同水準となります。

繰り返しになりますが、ポイントは、ご夫婦でそれぞれ農業者年金に加入いただくことが重要であるということです。

■ P 1 2

5) 農業者年金の受取見込額はどのくらい？

P 1 2をご覧ください。

農業者年金は、保険料とその運用益により年金額が決まる確定拠出型の年金です。

このように年金原資は運用成績により変動することから、加入する時点では将来の年金額がいくらになるかは明示できません。

このため、P 1 4にあるように、農業者年金基金のホームページには、「年金シミュレータ」を掲載しており、年齢や保険料等を入力すれば、簡単に受け取る年金額の試算ができます。この「年金シミュレータ」はスマホでも見られますので、是非、ご活用下さい。

なお、P 1 2の下表には、20歳から月額2万円の保険料で加入した場合、男性では月額約75万円の農業者年金を受け取ることができるとの試算が示されています。仮に、40歳で加入してほぼ同額の年金を受け取るためには、月額5万1千円の保険料で加入いただくことが必要になると試算されます。

このように、月額の保険料から想定される年金額を十分に確保するためにも、若い時からの加入をお勧め下さい。

■ P 1 5

年金額はどうやって決まる？なぜ終身で受給できる？

続いて、P 1 5をご覧ください。

農業者年金は、積立方式・確定拠出型なので、加入者の方が納められた保険料とその運用収入の総額が年金の原資となります。65歳の年金裁定時に、その年金原資と年金現価率によって、その方の年金額が決定する仕組みです。

「年金現価率」とは、P 1 5に記載されているように、「1円の年金額（年額）を支給するために、いくらの年金原資を必要とするかという率」です。

ここでは、年金現価率が22.71417の場合、毎年1万円の年金を終身（平均余命）までお支払いするのに必要な年金原資は、1万円の22.71417倍の約22万7千円になるとの例が示されています。

なお、この年金現価率は、年金数理（年金制度における数学的計算方法）で決まる率で、毎年度、農林水産大臣が設定するものです。

■ P 1 7

女性の年金月額が男性よりも低くなる理由は？

続いて、P 1 7をご覧ください。

女性の平均余命は、男性よりも5年ほど長いことから、年金原資が同額であればその分年金額が低くなります。

ただし、平均余命までの受取総額は、受取期間が長い分、男性よりも女性が多くなります。

■ P 1 8

② 農業者年金の特徴とメリット

P 1 8には、「農業者年金の6つの特徴とメリット」が掲げられていますが、これを1つ1つ確認していきたいと思います。

第一は、「農業者の方なら広く加入できる」ことです。

加入要件は、

- ①年間60日以上農業に従事すること
- ②国民年金の第1号被保険者であること
- ③20歳以上60歳未満の方であることです。

P 1 9にあるように、加入には、保険料の国庫補助を受けない通常加入と保険料の国庫補助を受ける政策支援加入の2つの種類があります。

また、加入と脱退は任意ですが、P 2 0の下に記されているように、農業者年金は貯金ではありませんので、途中で引き出しはできませんし、脱退した場合には一

時金の支払いはなく、将来、年金として支給されます。

■ P 2 3

続いて、P 2 3 をご覧下さい。

第二は、「積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い」ことです。

現在の農業者年金制度は、中央のポンチ絵の左にあるように、保険料を将来の年金として積み立てておき、老後にその積立を切り崩しながら受給する「積立方式」をとっています。

この方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けませんので、少子高齢時代でも安心できる制度です。

なお、旧制度は、年金受給世代の年金を現役世代の保険料で賄う「賦課方式」であったため、少子高齢化や農業の担い手の減少等により年金財政が極めて苦しくなり、現在の制度に生まれ変わりました。

■ P 2 4

P 2 4 には、農業者年金のイメージ図が掲載されていますが、保険料とその運用益を給付原資として、終身の年金額が支払われる長期安定制度となっています。

■ P 2 5

続いて、P 2 5 をご覧下さい。

第三は、「通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる」ことです。

通常加入の保険料は、農業経営の状況や老後設計に合わせて、月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に保険料の額を選ぶことができます。なお、下のグラフにあるように、実際には、経営にゆとりが出てくる40歳代、50歳代の加入者は、2万円より高い金額を選択される傾向があります。

また、保険料は、毎月納付と前納納付(翌年1年分の保険料を一括納付)があり、前納納付は、翌年1年分の保険料を一括して納付するため、割引がありますが、前年の11月15日までにJAで手続きすることが必要です。

■ P 2 6

保険料2万円が高くて払えない

P 2 6 にある月額2万円の保険料についてですが、政策支援の要件を満たす可能性がある場合は、保険料の国庫補助を活用することをお勧めします。

また、いざとなったら、いったん脱退し、保険料を支払える状況になったら再加入することも可能です。

■ P 2 7

P 2 7 をご覧下さい。

第四は、「終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある」ことです。

長生きリスクに備えることができる年金は、終身年金です。農業者年金は、生きている間、ずっと年金が支払われます。

一方、個人型の確定拠出年金（イデコ）や生命保険会社の年金保険等は有期保険であることが多く、それらに比べてもメリットがあります。

また、不幸にして80歳前にお亡くなりになった場合には、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

この死亡一時金は、P 2 8にあるとおり、亡くなられた翌月から80歳に達する月まで支払われるまでの期間に応じた金利で割り引いた金額となります。このため、加入した年齢と亡くなられた年齢、それまでの運用収益等により、死亡一時金は、払い込んだ保険料を下回ることもあります。

なお、80歳を超えて亡くなられた場合は、死亡一時金の支払いはありません。

また、特例付加年金は、国庫補助額とその運用収入の総額を年金給付に充てる設計となっており、通常加入のように、加入者本人が納付した保険料の掛け捨て防止が求められないことから、死亡一時金を支給する制度とはなっていないので、この点にご注意願います。

■ P 2 9

P 2 9 をご覧下さい。

第五は、「税制面の優遇措置が大きい」ことです。

農業者年金は、民間の個人型年金等と異なり、①支払った保険料が全額社会保険料控除となること、②年金原資の運用益も非課税となること、③受け取る年金も公的年金等控除の対象となること、④死亡一時金も非課税となること、といった様々な税制上の優遇措置があります。

P 3 0 から P 3 1 にかけては、農業者年金の持つ節税効果を具体的に説明しています。

■ P 3 2

続いて、P 3 2 をご覧下さい。

最後のポイントは、「一定の要件を満たす農業者の方には保険料の国庫補助がある」ことです。

保険料の国庫補助がある特例付加年金に加入するためには、

ア 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる(39歳までに加入)こと

イ 農業所得が900万円以下であること

ウ 認定農業者で青色申告者等の一定の要件に該当する者であること

が必要です。

ご注意ください。これは、保険料の国庫補助を受ける場合、ご自身で納付される保険料と保険料の国庫補助を合わせた額は2万円に固定されることです。

このため、2万円から6万7千円の間で自由に選択できる通常加入の保険料に比べて、節税効果が少なくなります。また、保険料は2万円に固定されることから、経営状況等に応じて弾力的に保険料を変動させることはできません。

P36から37にかけては、特例付加年金を受給する要件として、

ア 保険料納付済等の期間が20年以上であること

イ 農業経営からの引退(経営継承)が必要であること

が記載されています。

P36の上の概念図のうち「保険料の国庫補助を受けた方」をご覧ください。

「自分が負担した保険料とその運用益による年金」は、農業者老齢年金として65才から受給できますが、「保険料の国庫補助とその運用益による年金」である特例付加年金は、20年の加入期間に加え、経営継承が行われないと受給できません。

■ P38

続いて、P38をご覧ください。

P38には、現行制度と旧制度との比較表を掲載しています。

皆様に知っていただきたいのは、現在の農業者年金制度は、旧制度の反省を踏まえて、生まれ変わった新しい制度であるということです。

加入推進の現場からは、旧制度の破綻時の混乱から農業者年金という言葉に対して不信感をお持ちの方もいて、これを払拭するのは大変であるとの声も伺います。しかし、繰り返しますが、現行制度は生まれ変わった新しい制度です。このことを粘り強く訴えかけていただきたいと思います。

■ P42

また、P42からP45にかけては、農業者年金とイデコに代表される個人型の確定拠出型年金との比較表が掲載されています。

農業者年金は、国民年金の上乗せ部分を充実させた「終身年金」であるのに対し、

イデコは、基本的に受給期間が5年から20年の有期年金となっています。

また、積立てが元本割れした場合、農業者年金には、65歳の裁定時に元本割れしたマイナス分を補う仕組みがあるのに対し、イデコには、そのような措置はありません。

さらに、P43の事務経費負担の欄にあるように、農業者年金は、加入等の手続きに係る手数料は一切なく、事務経費は国が負担する仕組みであるのに対し、イデコは加入時の初期費用(2,829円)に加え、月別の業務委託手数料や運営管理機関手数料等が必要になります。

■ P46

4 農業者年金の資産運用の特徴

次に、P46からP49にかけて、農業者年金の資産運用の特徴を確認していきたいと思います。

第1は、「60歳までの被保険者と61歳から64歳までの待期者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用」していることです。

基本となる年金原資の構成割合を円グラフで示していますが、P47の表にあるように、平成14年度から平成30年度の17年間の平均運用利回りは2.82% (ちなみに令和元年度1年間の運用利回りは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による世界経済の減速懸念等を背景として、国内外株式が大きく下落したことから、概算値で▲2.1%。平成14年度から令和元年度の18年間の平均運用利回りは、概算値で2.5%) となっています。

■ P48

続いて、P48をご覧ください。

第2は、より安定した運用と年金の確実な支払いを行う観点から、「受給権者の年金資産は、国内債券で運用」していることです。

第3は、「65歳の年金裁定時において資金運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う危険準備金(付利準備金)という仕組み」があることです。

第4は、「毎年の積立・運用状況」については、毎年6月末までに加入者全員に対してお知らせしていることです。具体的なお知らせ内容は、P49に例示しています。

【第2部 加入推進活動】

■ P 5 2

P 5 2 をご覧下さい。ここからは、加入推進活動についての解説となります。

平成30年度からの5年間の第4期中期目標では、農林水産大臣から、若い農業者についての加入目標に加え、新たに女性農業者についての加入目標が設定されました。

また、平成30年度からは、農業委員会組織とJAグループの皆様とともに「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」を展開し、20歳から39歳までの若い農業者については年間2,800人、女性農業者については年間1,300人、それらを含んだ全体で年間3,800人の加入目標を掲げて、加入推進活動に取り組んでいただいているところです。

■ P 5 3

P 5 3 から P 5 5 にかけては、新規加入者の方へのアンケート調査結果をご紹介します。

これまでの説明で、農業者年金の必要性をご理解をいただけたと思いますが、農業者年金は農業者のために設計された制度でありながら、農業者年金のことを「ほとんど知らなかった」と回答された方と、「全く知らなかった」と回答された方の合計の割合は約6割を占めています。

現在の制度は任意加入ですから、まず知っていただくことが最も重要です。

P 5 4 の下の表にあるように、加入の決め手は、「戸別訪問」と「家族からの勧め」が多く、若い方ほど「家族からの勧め」が多くなっています。

また、P 5 5 の下の表にあるように、農業者年金を知っていて、これまで加入しなかった理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」が約4割を占めており、これらの点を踏まえると、実際の戸別訪問の場では、チラシやパンフレット等のPR資材により農業者年金の内容を丁寧に説明するとともに、加入対象者の方のみならず、ご家族の方にも話を聞いていただくことが有効であると考えられます。

なお、P 5 5 の上の表にあるように、加入しようと思った農業者年金の魅力は、「農家の老後生活の安定のための年金だから」が最も多く、「保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇措置があるから」が次いでいます。

■ P 5 6

P 5 6にあるように、農業者年金の加入推進や加入者・受給者との窓口は、農業委員会とJAが担っています。

このため、加入希望者にその制度やメリットをしっかりと周知・普及していくことが重要です。

■ P 5 7

P 5 7は、加入推進の重点的対象として、①新規就農者を含む若い農業者、②女性農業者、③政策支援加入対象者、④中高年齢層を掲げており、それぞれの対象別に、加入推進に向けた働きかけを行う場を具体的に例示しています。

■ P 5 8

P 5 8からP 6 1にかけては、一般的な加入推進活動の流れを紹介しています。

P 5 8の1にあるように、まず、「加入推進を行う者の学習」が大切です。

加入推進の担当者は、加入推進特別研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度の内容や必要性を十分に理解しながら、自信を持って地域の農業者に分かりやすい説明ができるようになることが必要不可欠です。

■ P 5 9

次に、P 5 9の2にあるように、「加入推進部長」を設置することです。

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有しています。

このため、単に農業委員会やJAの役員であるという属性ではなく、農業者年金の制度を理解し、普及に意欲を持って取り組んでいただける方に担っていただくことが重要です。

そして、3の「加入推進活動計画」を策定していただくこととなります。

加入推進活動計画は、P 6 4からP 6 5にかけての「加入推進活動管理表ワークシート」に記されているように、①今年度新たに設定した加入目標人数、②加入推進体制の整備計画、③加入推進名簿の整備・更新計画、④加入推進強化月間の設定計画、⑤戸別訪問の実施計画、⑥加入推進対策会議及び研修会の実施計画、⑦加入対象者に対する説明会等の実施計画、⑧広報普及活動の実施計画を盛り込んで策定し、実施管理状況を管理していただくことが重要です。

この加入推進活動計画を実行に移す組織として、4の「加入推進体制」を整備する必要があります。

加入推進活動のリーダーである加入推進部長が中心的役割を担うケースが多くありますが、農業委員、農業委員会事務局職員、JA役職員等が連携して、戸別訪問を行う「地区別の加入推進班」を編成して下さい。

次に、5の「加入推進名簿」を更新・整備して、対象者を特定する必要があります。P62に様式例を示した加入推進名簿は、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、人・農地プラン中心経営体リスト等の情報やJA生産部会、青年部等の名簿等を参照し、広く対象者をリストアップします。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員等からの情報も追加するほか、市町村の関係部局等の機関とも提携して名簿の追加・更新をお願いします。

そして、P60の6にあるように、これまでの加入推進状況や地域の実情を踏まえ、加入推進名簿から「戸別訪問先」の絞り込みを行って下さい。

その際、これまで戸別訪問を行っていない新規就農者を含む若い農業者や女性農業者は必ず戸別訪問対象者に含めるよう努めて下さい。

実際の加入推進活動は計画的に進めることが必要ですので、7にあるように、農業委員会とJA等の関係者が集まる「加入推進対策会議」を開催し、活動計画の進捗状況のチェック等を行うことが必要です。

その際、地域の実情を踏まえつつ、集中的に説明会の開催や戸別訪問を行う「加入推進強化月間」を設定することにより、メリハリのある加入推進活動を展開することができます。

なお、戸別訪問による推進は、農繁期は難しいなど通年で実施することができないことや、11月15日が保険料の前納納付の申出期限であることを踏まえ、できるだけ10月から11月にかけて加入推進強化月間を設定されることをお願いします。

8の「加入推進活動」は、大きく3つの要素から成りますが、まずは、「各種説明会等を利用した制度説明・PR活動の展開」についてです。ここでは、認定農業者の会合、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年部及び女性組織の会合、税務相談会、年金相談会等の制度説明やPR活動を展開する様々な場所以が列挙されていますが、やはり、少しでも多くの農業者の方々に農業者年金のことを知っていただき、農業者年金が農業者のために必要であることをご理解いただけるようにすることが大切です。

また、戸別訪問に先立つ「広報PR活動」の展開も重要です。

P54の上の表にあるように、新規加入者の方へのアンケート調査結果では、農業者年金を知るきっかけとして、「農業委員会やJAの広報誌」、「農業委員会やJAに掲示されたポスター、チラシ」が多くあげられています。

これらの広報媒体のみならず、市町村の国民年金窓口での農業者年金のチラシ配置等、関係機関との連携による各種の広報PR活動を展開することが重要です。

また、地域で開催された各種の説明会等を活用したPR活動も有効です。例えば、収入保険制度の導入に向けた青色申告の相談会等にお越しになる農業者の方は、意識の高い方が多いと思われるので、そのような機会を利用して、農業者年金の節税効果等をPRいただければ幸いです。

そして、加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組である「戸別訪問」の実施です。戸別訪問に先立ち、まず、訪問先の家族構成や経営状況を把握しておくことが必要です。

訪問に際しては、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長あるいは農業者年金協議会役員など、戸別訪問先となじみの深い方と一緒にいくと円滑な訪問につながりやすくなります。また、経営主だけでなく、配偶者や後継者などの家族にも制度を説明し、一人ひとりの老後の備えについてよく考えていただくよう心がけることが重要です。

説明の際には、本日、お手元に配布させていただいた4種類のチラシやパンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示するなど、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した対応が重要となります。

P61の9の「戸別訪問後のフォローアップ」も大切です。戸別訪問を行った後は、加入の有無にかかわらず、その状況をP63に示した「農業者年金加入推進記録簿」に整理し、今後の加入推進に役立てて下さい。

何気ない声かけ、複数回の訪問により加入に向けた効果が実感できるとの事例報告があります。この複数回の訪問には、毎年1回訪問して、5年目でやっと加入いただいたという事例を伺ったこともあります。

続いて、お配りしている4種類のチラシについて、簡単に説明させていただきます。

まず、オレンジ色のチラシは、全ての農業者の方に向けて作成したものです。

①農業者なら誰でも入れる「終身年金」であること、②一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助がなされること、③加入により大きな節税効果があることの3つの特徴とメリットがポイントとして示されており、裏面にはそれぞれのポイントの具体的な内容が記されています。

続いて、緑色のチラシは、39歳以下の若い農業者の方に向けて作成したものです。

①国庫補助で手厚い支援を受けることが可能であること、②早く加入すれば、国庫補助が長く受けられること、③社会保険料控除といった節税効果に加え、保険料は自由に選べることの3つがポイントとして示されており、裏面には、国庫補助対象者と保険料、加入年齢別の年金支給額の試算が記されています。

次に、ピンク色のチラシは、女性農業者の方に向けて作成したものです。

①「終身年金」により、女性の長い老後をしっかりとサポートすること、②家族経営協定を結ぶことにより、保険料の国庫補助を受けることが可能であること、③高い節税効果があることの3つがポイントとして示されており、裏面では、農業者年金に夫のみが加入したケースと夫婦で加入したケースの年金支給額の比較表により、夫婦で加入するメリットが示されています。

最後に、クリーム色のチラシは、節税に関心のある壮年の農業者の方に向けて作成したものです。

①支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となること、②年金原資運用益は非課税であること、③保険料の増額により節税額をアップできることの3つがポイントとして示されており、裏面では、例えば所得が195万円以下で支払う月額保険料が2万円の方は、3万6千円節税できるといった節税額の試算モデルが示されています。

資料の説明は以上ですが、最後に、本日ご参加いただいた皆様方にお願ひがあります。

まず、この場に、加入資格がありながら、農業者年金に未加入の方がおられましたら、是非、ご夫婦でご加入いただくことをご検討下さい。また、配偶者の方や女性の方が未加入の場合も、是非、ご加入をご検討下さい。

本日の研修会を通じ、周りの農業者の方々に、1人でも多く、農業者年金のこと知っていただき、加入に結びつく取組が進められることをお願いいたしまして、私からの説明を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

基金 HP の受託機関向け加入推進関係参考資料情報等一覧 (令和3年2月時点)

基金 HP の業務受託機関担当者専用コーナーでは、加入推進関係の情報提供を行っています。必要に応じて参考にしてください。

独立行政法人
農業者年金基金 「のうねん」は農業者年金の略称です

文字サイズ変更 小 中 大

- [ホーム](#)
- [農業者年金の紹介](#)
- [Q&A](#)
- [手続き・届出](#)
- [農業者年金基金について](#)
- [お知らせ](#)

ホーム 業務受託機関向け加入推進関係参考資料情報等一覧 各部署からの所報：企業調査室

企画調整室

お知らせ

加入推進関係の情報提供

加入推進ニュース

[加入推進ニュース141号 \(PDF: 1.05MB\)](#) → ①

[過去の加入推進ニュース](#)

新規加入者状況調査アンケート集計結果

[平成31\(令和元\)年度新規加入者状況調査アンケート結果 \(R2.1集計値\) \(Excel: 3.1MB\)](#)

加入推進事例 → ②

都道府県別の受託機関作成の加入推進マニュアルや、市町村・JAでの具体的な加入推進活動について紹介しています。加入推進の取組の参考にしてください。

加入推進活動の手引き → ③

市町村段階の受託機関向けとして手引きを作成しました。研修会等にご活用ください。

[令和2年度版 加入推進活動の手引き \(PDF: 2.15MB\)](#)

加入推進名簿の作成と活用について → ④

農業者年金とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例を紹介いたします。

[農業者年金とJAが共有する「加入推進名簿」作成事例の紹介について \(PDF: 64KB\)](#)

[JAの専務地域と農業者年金の専務地域 \(市町村\) が異なるケース1 \(PDF: 302KB\)](#)

[JAの専務地域と農業者年金の専務地域 \(市町村\) が異なるケース2 \(PDF: 319KB\)](#)

[JAの専務地域と農業者年金の専務地域 \(市町村\) が一致するケース \(PDF: 148KB\)](#)

加入推進名簿の作成と活用する方法を、事例も含めて掲載しています。

[農業者年金への前向き \(PDF: 64KB\)](#)

[別冊 農業者年金向け \(第2.2版\) \(PDF: 442KB\)](#)

[JA中核会館への前向き \(PDF: 64KB\)](#)

[別冊 JA向け \(第1.1版\) \(PDF: 172KB\)](#)

見てわかる動画コーナー、加入推進実践DVDの動画データ → ⑤

ダウンロード専用の動画データです。研修会等にご活用ください。

[制度説明動画「農業者年金 加入のすすめ」\(10分\) \(MP4形式: 44.5MB\)](#)

[加入推進実践DVD「みんなで農業者年金を広めよう!」の動画 \(MP4形式: 256MB\)](#)

[令和元年度 農業者年金動画 台本 \(PDF: 912KB\)](#)

加入推進用ロゴマーク、サウンドロゴ

[農業者年金の加入推進用ロゴマークの取扱いについて \(PDF: 101KB\)](#)

[ロゴ 画像データ\(jpg形式\) \(JPEG: 44KB\)](#) [ロゴ 画像データ\(PDF\) \(PDF: 59KB\)](#)

[農業者年金の新しいロゴマークの活用マニュアル \(PDF: 8.88MB\)](#)

[農業者年金ラジオCM用サウンドロゴ \(WAV: 420KB\)](#)

[農業者年金ラジオCM用サウンドロゴの活用マニュアル \(PDF: 3.12MB\)](#)

加入推進用グッズ、ラジオCM等の紹介 → ⑥

都道府県別の業務受託機関作成の加入推進用グッズ、ラジオCM等を紹介しています。PRの参考にしてください。

パンフレット、リーフレット、ポスターのデータ（基金作成・提供） → ⑦

パンフレット、リーフレット（チラシ）の原簿データは、トップページからパンフレット一覧をクリックし、掲載されているPDFデータをご利用ください。

- 例) チラシ・パンフレットのイラストデータ (jpg形式26点) [ZIP: 5.50MB]
- 例) ポスター 令和元年版 「厚生をマイナスにしない」 [PPTX: 816KB]
- 例) ポスター 平成30年度作成 「若いうちから！女性にも！前納対応にも！老後年金！」 [PPTX: 3.89MB]
- 例) ポスター 平成29年度作成 「国が変わる安心の国民年金増額者生命」 [PPTX: 896KB]
- 例) ポスター 平成28年度作成 「老後の備えとして国民年金」 [PPTX: 4.13MB]
- 例) 国民年金メリットチラシ（簡易版） (DOC) [50KB]

広報誌等のPR記事に活用できるパワーポイントデータです。こちらはA5版とA6版で作成してあるので、そのまま広報誌に挿入が可能です。また、切り取りして一部パーツとしても活用できます。

- 例) A5版広報誌用データ(一般) [PPTX: 20.37MB]
- 例) A5版広報誌用データ(若者) [PPTX: 18.3MB]
- 例) A5版広報誌用データ(女性) [PPTX: 22.39MB]
- 例) A5版広報誌用データ(前納) [PPTX: 1.68MB]
- 例) A5版広報誌用データ(税金対策版) [PPTX: 319KB]
- 例) A5版広報誌用データ(保険対策助版) [PPTX: 298KB]
- 例) A5版広報誌用データ(税金対策・保険対策助版) [PPTX: 316KB]
- 例) A6版広報誌用データ [PPTX: 14.3KB]

広報誌、パンフレット等の事例（業務委託機関作成） → ⑧

業務委託機関が作成した広報誌等の紙面の事例を紹介しています。PRの参考にしてください。

業務委託に関する情報提供

国民年金業務委託手数料に関する各種通知等

[交付手続通知、交付請求、実績報告に関わるもの](#)

ホームページ掲載用データ

各業務委託機関で設置しているホームページでも、当基金ホームページへのリンク、国民年金のパンフレット、国民年金制度の紹介を掲載していただくよう、ご協力をお願いします。

[パンフレット、制度の紹介例 \[Word: 24KB\]](#)

押印等の廃止について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、法令等により国民に押印を求めている手続を見直すこととされ、今後、独立行政法人国民年金基金法及び国民年金基金法に基づき提出される請求書等について、記名押印及び自署（以下「押印等」という。）が不要となるよう、独立行政法人国民年金基金法施行規則及び国民年金基金法施行規則が改正されました。

この改正に伴い、国民年金基金理研長通知等の所定の改正等を行い、基金ホームページに掲載している様式についても更新をいたしましたのでお知らせします。なお、改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができるのと同時に、押印等の有無にかかわらず、請求書の受理を行います。

- [改正した国民年金基金理研長通知等一覧 \[PDF: 146KB\]](#)
- [改正様式一覧（改正後の押印等の取扱いについて） \[PDF: 662KB\]](#)
- [加入者等へ通知する通知等一覧（基金印、押印等取扱いについて） \[PDF: 171KB\]](#)
- [押印等の廃止について（理研長通知等の新旧対照表）](#)

令和3年2月8日

- [引続き基金印又は自署等を自署等が必要とする様式について \[PDF: 52KB\]](#)
- [様式と記載例（令和3年2月） \[PDF: 12.5MB\]](#)

①加入推進ニュースの掲載

毎月の新規加入者数等やお知らせを掲載しています。

農業者年金



加入推進ニュース

独立行政法人 農業者年金基金
令和3年1月8日 発行【第141号】

◇明けておめでとうございます。
◇令和2年12月の新規加入者数がまとまりました。

【令和2年12月の新規加入実績】

令和2年12月の新規加入者数は、全体では237人、20歳から39歳では137人、女性では98人となり、前年度の同月と比べてそれぞれ58人増、37人増、41人増となりました。

なお、過去7カ年平均と比べると、全体では30人増、20歳から39歳では8人増、女性では34人増となっています。

地域別では、12月までの累計加入者(全体)が前年度同期と比べて大きく増加したのは、鹿児島県の16人増、愛媛県の14人増、佐賀県の12人増、20歳から39歳では、北海道の35人増、茨城県の10人増、滋賀県・佐賀県・熊本県の7人増、女性では、宮城県の5人増、山形県・山口県・熊本県・大分県・鹿児島県の4人増でした。

【加入者累計13万人早期達成3カ年運動も大詰め】

平成30年度にスタートした「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」も、残すところ3カ月となりました。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、これまでにない対応を迫られる中、創意工夫をこらしながら加入推進活動に取り組んでいただき、ありがとうございます。首都圏においては、1月7日に再度、緊急事態宣言が発令されるなど予断を許さない状況が続いています。しっかりと感染症対策を行いながら、オンラインを活用する等して、無理のない範囲で活動の継続をお願いいたします。

【税務相談会でも税の優遇措置をPR!】

来月から確定申告の受付が始まるこの時期、各地でJA等による税の相談会が開かれます。農家のみなさんが節税について考える今こそ、農業者年金の保険料は全額が社会保険料控除の対象となることなどを伝えていきましょう。

基金では、加入推進用のチラシを用意していますが、その中に「節税」を説明するためのチラシもあります。在庫が不足している場合は、農業者年金基金企画調整室(03-3502-3942)までご連絡ください。

国民年金+農業者年金
老後の備えは
年金積立!
節税対策しながら

- 1 支払った分は全額社会保険料控除の対象!
- 2 運用益は非課税!
- 3 支払った分は全額社会保険料控除の対象! 保険料を増額し、加税額をアップ!

独立行政法人 農業者年金基金

②加入推進事例の掲載

各年度の加入推進実績について表彰を受けた受託機関の加入推進事例を掲載しています。

本文へ

[3月期にあたって | 加入促進情報について | アクセシビリティについて | プライバシーポリシー | サイトマップ | お問い合わせ](#)

独立行政法人
農業者年金基金 「のちねん」は農業者年金の略称です

文字サイズ変更

[ホーム](#) [農業者年金の紹介](#) [Q&A](#) [手続き・届出](#) [農業者年金基金について](#) [情報公開](#)

[ホーム](#) [新受託機関のご案内](#) [受託受託機関担当窓口案内](#) [各都道府県の関係・企画調整室](#) [加入推進事例](#)

加入推進事例

都道府県段階で作成の加入推進マニュアル等を紹介しています。
参考にしてください。

- [静岡県農業会連「戸別訪問トークレクチャー～ウィズコロナ・10分で伝わる加入推進トーク～」【PDF: 404KB】](#)
- [埼玉県農業会連作成「加入推進マニュアル」\(市町村向け\) \(平成30年5月作成\) 【PPTX: 82KB】](#)
- [兵庫県における取り組み～アンケート調査による説明会の実施～【PDF: 222KB】](#)

市町村・JAでの具体的な加入推進活動について紹介しています。
参考にしてください。

令和元年度

- 事例1 (千葉県：芝山町農業委員会)～農業委員が率先して戸別訪問し成果を挙げる～
[芝山町における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 122KB】](#)
- 事例2 (長野県：伊那市農業委員会)～情報年金委員会を組織し積極的に戸別訪問を実施～
[伊那市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 675KB】](#)
- 事例3 (長野県：山ノ内町農業委員会)～農業委員会会長が強力に推進しJAとの連携で高い実績～
[山ノ内町における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 2,346KB】](#)
- 事例4 (宮城県：宮崎市農業委員会)～加入推進強化月間を機に更に高い実績を挙げる～
[宮崎市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 157KB】](#)
- 事例5 (宮城県：郡山市農業委員会)～顔見知りの役員による戸別訪問に改革～
[郡山市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 346KB】](#)
- 事例6 (鹿児島県：JAさつま日置)～加入推進対策会議にJAから情報提供～
[JAさつま日置における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 169KB】](#)
- [上記の加入推進事例を全て読む【PDF: 3,75MB】](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

平成30年度

- 事例1 (岩手県：一関市農業委員会)～研修会を通して理解を深め、積極的な推進活動～
[一関市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 4,93MB】](#)
- 事例2 (山形県：鶴岡市農業委員会)～農業者年金協会での研修会等を通じて団結力を高め、一体となった加入推進～
[鶴岡市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 100KB】](#)
- 事例3 (福島県：南会津町農業委員会)～スキー場を訪問し、制度PR～
[南会津町における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 1,52MB】](#)
- 事例4 (千葉県：鹿嶋市農業委員会)～新たな農業委員らによる訪問活動で成果～
[鹿嶋市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 646KB】](#)
- 事例5 (千葉県：旭市農業委員会)～訪問記録簿の活用で加入実績～
[旭市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 70KB】](#)
- 事例6 (新潟県：津南町農業委員会・JA津南町)～JAと連携したTAC(とごん会ってコミュニケーション)活動～
[津南町・JA津南町における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 75KB】](#)
- 事例7 (兵庫県：淡路市農業委員会)～JA市内での合同説明会を開催～
[淡路市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 3,31MB】](#)
- 事例8 (和歌山県：田辺市農業委員会)～原会連作成の戸別訪問のポイントを踏まえ、最も効果的な時期での戸別訪問活動～
[田辺市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 1,39MB】](#)
- 事例9 (京都市：鳥取市農業委員会)～農業委員の戸かけと事務局の説明で加入実績～
[鳥取市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 174KB】](#)
- 事例10 (長崎県：南島原市農業委員会)～年金大会を開催して関係者が一丸となって戸別訪問を主体に推進～
[南島原市における農業者年金加入推進の取組について【PDF: 89KB】](#)
- [上記の加入推進事例を全て読む【PDF: 12,2MB】](#)

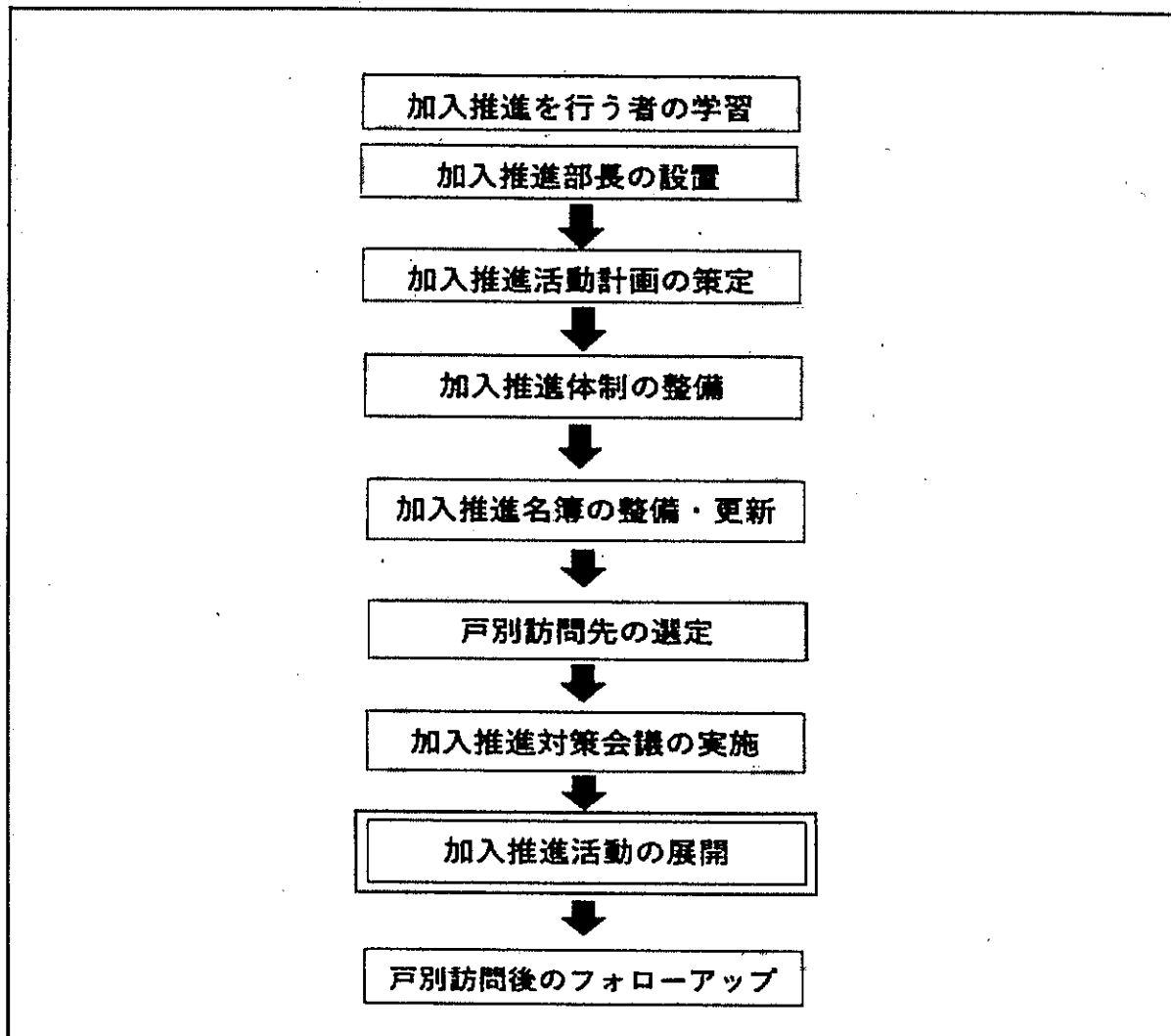
[ページの先頭へ戻る](#)

③加入推進活動の手引き

市町村段階の受託機関向け加入推進活動の手引きを掲載しています。

◆ 加入推進活動の流れ

加入推進活動の流れは、一般的に以下のように整理されます。



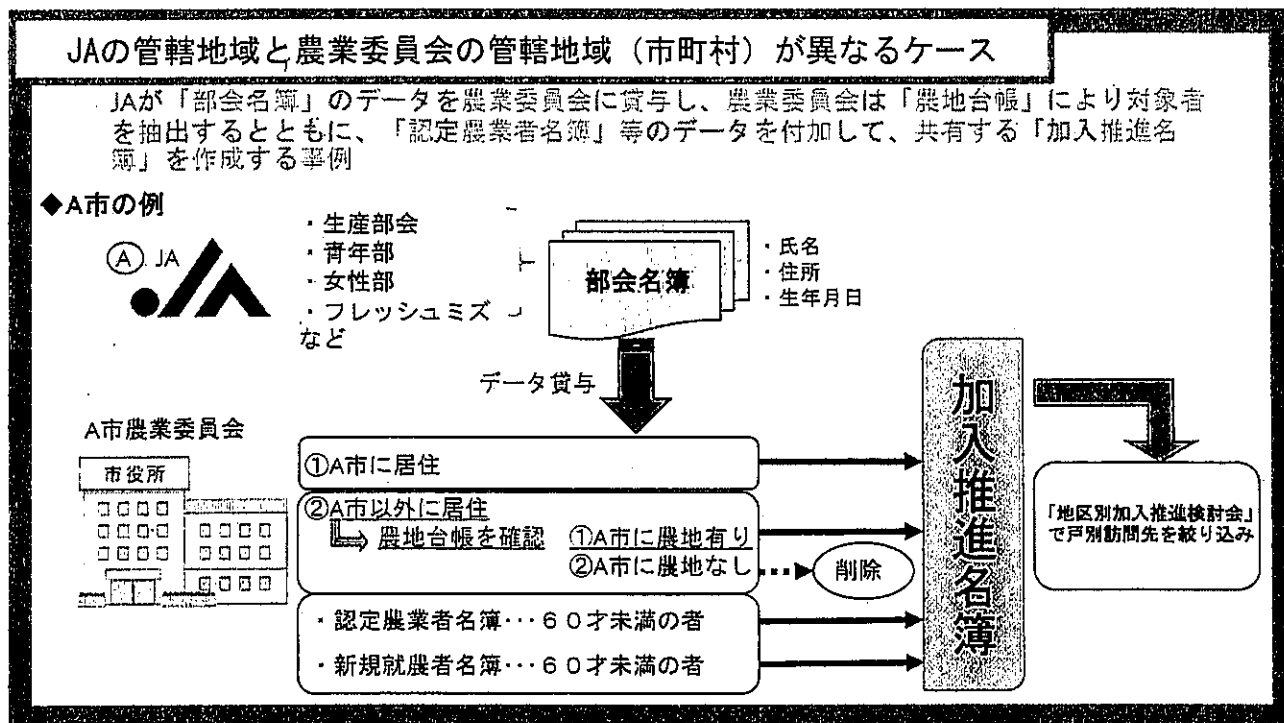
1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめとする加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容や、農業者年金への加入が農業者のために必要があることを十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明ができるようになることが必要不可欠です。

このため、加入推進特別研修会等の場を活用し、理解度の向上を図るとともに、分かりやすい説明の仕方を習得する必要があります。

④加入推進名簿の作成と活用について

加入推進名簿の作成、活用について、事例を含めて紹介しています。



●JAは、その管轄地域に属する「部会名簿」のデータを農業委員会に貸付し、農業委員会は、そのデータを「農地台帳」により対象者を抽出するとともに、「認定農業者名簿」等のデータを付加して、共有する「加入推進名簿」を作成。

【手順】

①加入推進対策会議を開催し、加入推進部長、女性農業委員推進委員、JA各支店長等のメンバーは、今年度の取組メニューの共有、取組スケジュールの確認等を行う。

②その際、各JA（支店長）は、「部会名簿」のデータを農業委員会に貸付する。「部会名簿」は、JAの管轄地域に属する主要作物を中心とした生産部会、女性部等の名簿を組み合わせた、氏名・住所・生年月日のデータ。

③農業委員会は、「部会名簿」のデータの中に、農業委員会の管轄市町村（以下「管轄市町村」という。）以外の市町村に居住している者がいる場合、農地台帳により、その者が管轄市町村に農地を有さないことが確認された者については、作成しようとする名簿から削除する。（一方、管轄市町村以外の市町村に居住している場合でも、管轄市町村に農地を有し、管轄市町村の認定農業者等となっている者については、加入推進対象者として名簿に加える。）

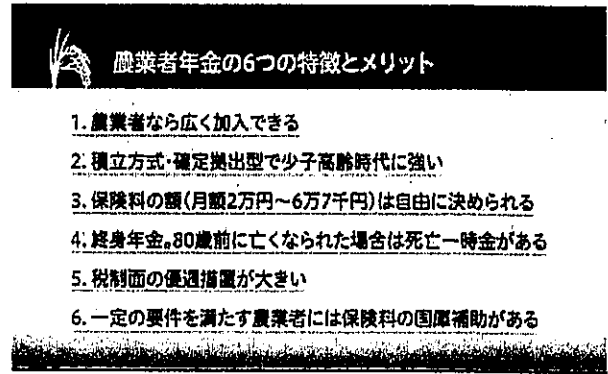
④また、農業委員会は、農政担当課から「認定農業者名簿」と「新規就農者名簿」を入手し、生年月日をチェックの上、加入対象者（60歳未満の者）として、③の名簿に追加し、両者で共有する「加入推進名簿」を作成する。なお、この「加入推進名簿」は、加入推進部長、女性農業委員推進委員、JA各支店長等が出席する加入推進対策会議において作成されたものという位置付けとしている。

⑤「加入推進名簿」は、氏名、生年月日、住所情報等を掲載の上、地区毎に分割し、地区別加入推進検討会における戸別訪問先（地区の知り合い）の絞り込みに活用している。

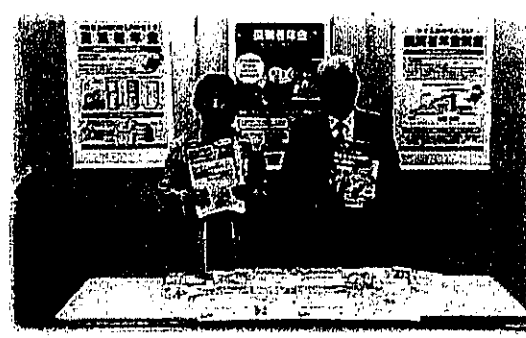
⑤見てわかる動画コーナー、加入推進実践DVDの動画データ

DVD媒体で提供している「見てわかる動画コーナー」および「加入推進実践DVD」の動画データを掲載しています。ダウンロードも可能です。研修会等でご活用ください。

(1)見てわかる動画コーナー(制度の概要を説明したもの)

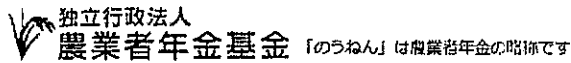


(2)加入推進実践DVD「みんなで農業者年金を広めよう！」



⑥加入推進用グッズ、ラジオCM等の紹介

都道府県段階の業務受託機関が作成した、加入推進用グッズ・ラジオCM等を紹介しています。



- [ホーム](#)
[農業者年金の紹介](#)
[Q&A](#)
[手続き・届出](#)
[農業者年金基金について](#)
[情報公開](#)

[ホーム](#)
[業務受託機関の紹介](#)
[業務受託機関担当者コーナー](#)
[各都道府県からの情報](#)
[企画調整室](#)
[加入推進用グッズ、ラジオCM等の紹介](#)

加入推進用グッズ、ラジオCM等の紹介

都道府県段階業務受託機関作成の加入推進用グッズ、ラジオCM等を紹介しています。
 新たな加入推進用グッズ等を作成されましたら、企画調整室加入推進グループまでご連絡ください。
 また、作成に当たりましては、加入推進ロゴマーク、サウンドロゴやチラシのパーツ等もご活用ください。

	都道府県	中央会	ラジオCM	
01	北海道	① 2ステップクリアホルダー、食器洗い用洗剤、ポストイット【Excel: 2.51MB】		
02	青森	① ロゴ入りタオル、封筒【Excel: 410KB】	① 農業者会・中央会 原稿【Word: 13KB】 ② 中央会・農業者会 音源(2冊)【ZIP: 7.7MB】	
03	岩手			
04	宮城	① R02農業者年金ポスター(コンビニ) 【PDF: 627KB】 ② R02農業者年金ポスター(宮交市内広域用) 【PDF: 487KB】 ③ 非営利用紙、エコバック、タンブラー、スポンジ【PDF: 992KB】	① コンビニエンスストア・バス車内相乗ポスター、加入推進チラシ【Excel: 1.17MB】	① 農業者会 原稿【Word: 12KB】
05	秋田	① クリアファイル、封筒入れ【Excel: 1.49MB】		① 農業者会 原稿【Word: 15KB】
06	山形			
07	福島	① チラシ、クリアファイル、エコバック、入浴剤【Excel: 475KB】 ② 裾当て、マスク、タオル、スポンジ、フェブ【PDF: 1.21MB】		
08	茨城			
09	栃木		① 手（外袋に農業者年金ロゴのシールを貼付）	
10	群馬		① びんチキンバーバータオル【Excel: 1.46MB】	① 農業者会 原稿(CM)【Word: 15KB】 ② 農業者会 原稿(インフォマール)【Word: 14KB】
11	埼玉	① 血圧測定セット、加入推進マニュアル、チラシ【Excel: 2.7MB】	① チラシ【Excel: 214KB】	
12	千葉	① チラシ【Excel: 796KB】	① ボイスル付きミニノート【Excel: 1.27MB】	
13	東京		① パンフレット・リーフレット 3冊組【Excel: 758KB】	
14	神奈川	① 手拭、タオル、ダンボールカッター、クリアファイル【Excel: 2.33MB】		
15	新潟	① シップロック3点セット【Excel: 171KB】		
16	富山			
17	石川			
18	福井	① バック【Excel: 864KB】		
19	山梨			
20	長野	① 洗い物バック、リュック、タオル【Excel: 1.13MB】		① 農業者会 原稿【Word: 23KB】 ② 農業者会 音源【MP3形式: 786KB】
21	岐阜	① 海苔式加入申し込みシート、加入推進部名刺【Excel: 245KB】		
22	静岡	① バック、加入推進部名刺【Excel: 458KB】	① クリアファイル、NEWクラブ【Excel: 163KB】	① 農業者会 原稿【Word: 21KB】
23	愛知			① 中央会・農業者会 原稿【Word: 14KB】 ② 中央会・農業者会 音源【MP3形式: 546KB】
24	三重			
25	滋賀			

26 京都			
27 大阪			
28 兵庫	④チラシ [Excel: 1.77MB]		
29 奈良	④ポケットティッシュ [Excel: 127KB]	④タオル [Excel: 947KB]	
30 和歌山			④中央会(平成26年度) [PDF: 97KB] ④
31 鳥取	④ポケットティッシュ [Excel: 3.56MB]		④県連会誌(平成26年度) [PDF: 65KB] ④
32 島根			
33 岡山			④中央会・県連会誌 原稿 [Word: 13KB]
34 広島	④タオル [Excel: 516KB]		
35 山口	④タオル、筆羊、ボールペン [Excel: 3.43MB]	④ボールペン [Excel: 1.58MB]	④県連会誌 原稿 [Word: 29KB]
36 徳島	④筆袋、キッチンペーパー [Excel: 1.06MB]		
37 香川		④ボールペン、ポケットティッシュ、不燃箱バック、筆羊 [Excel: 953KB]	
38 愛媛			
39 高知			④県連会誌・中央会(平成27年度) [PDF: 250KB] ④
40 福岡			④県連会誌・中央会 原稿 [Word: 15KB]
41 佐賀	④キッチンラップ [Excel: 284KB]	④クリアファイル [PDF: 550KB] ④	④県連会誌 原稿 [PDF: 179KB] ④ ④県連会誌 新調(3冊) [ZIP: 2.36MB]
42 長崎			④県連会誌 新調(3冊) [ZIP: 1.5KB]
43 熊本	④マーカー付ボールペン [Excel: 109KB]	④マーカー付ボールペン、クリアファイル [Excel: 2.17MB]	④県連会誌・中央会 原稿(30冊) [Word: 20KB] ④県連会誌・中央会 原稿(60冊) [Word: 17KB] ④県連会誌・中央会 新調(5冊) [ZIP: 2.88MB]
44 大分			④中央会 原稿 [Word: 13KB]
45 宮崎	④筆羊、クリアファイル [Excel: 1.62MB]	④ボールペン、筆羊、蛍光ペン [Excel: 260KB]	④県連会誌・中央会 原稿 [PDF: 72KB] ④ ④県連会誌・中央会 新調(4冊) [ZIP: 1.94MB]
46 鹿児島	④封筒、筆羊、車外用マグネット [Excel: 1.6MB]		④県連会誌 原稿 [PDF: 103KB] ④
47 沖縄		④L11入りポーチ(A4) [Excel: 3.24MB]	

各業務委託機関におけるラジオCMの経費等については、企画調整室にお問い合わせ下さい。

ページの先頭へ戻る

ホームへ戻る

⑦パンフレット、リーフレット、ポスターのデータ（基金作成、提供）
 基金で作成した対象者別のチラシ4種類、パンフレット、ポスターを掲載しています。

知って得する 農業者年金

1 農業例なら何でも入れる！
 2 一定の条件を満たす方には、月給最大1万円！
 3 加入で労災や健康保険、国民年金に全額社会保

**若い農業者の皆さん！
 自分の老後
 自分で守れますか？**

1 国庫補助で半額負担！
 1万円の自己負担で2万円の積立が実現！
 2 早く加入すれば、国庫補助が長く受けられる
 3 自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象！
 さらに保険料は自由に選べる！

女性農業者のみなさんへ

農業者年金は国民年金に上乗せできる
 あなた自身の積立年金です

**節税対策しながら
 年金積立！
 老後の備えは
 国民年金+農業者年金**

1 国民年金控除は「国民年金女性の古い老齢給付」
 2 5段階積立協定を結べば保険料の国庫補助と会社の負担軽減への効果！
 3 国庫料が全額社会保険料！高い節税効果！

1 払った保険料は全額社会保険料控除の対象！
 2 運用益は非課税！
 3 農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

チラシ4種

農業者年金

長生きをマイナスにしたいくない。
 農業者のための年金があるなら入りたいたいと思う。

ものごとく
 女性は早く加入できる
 終身年金
 老後の生活を支えるサポート
 全国社会保険協会の協力で
 大きな節税効果
 保険料が自分で決められる
 収入に見合った
 負担を減らせる
 月給最大1万円の国庫補助
 労災や健康保険に強い積立方式
 確定拠出年金

詳しくはこちら 農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp/>
 独立行政法人 農業者年金基金
 ☎03-3502-3199 FAX03-3502-3942

パンフレット

知って得する 農業者年金

農業者年金で生活の安定を
 考えませんか？

女性 男性 若年

1 国民年金控除は「国民年金女性の古い老齢給付」
 2 5段階積立協定を結べば保険料の国庫補助と会社の負担軽減への効果！
 3 国庫料が全額社会保険料！高い節税効果！

ポスター

⑧広報誌、パンフレット等の事例（業務受託機関作成）

業務受託機関が作成した広報誌紙面やパンフレット、ポスター等の事例を紹介しています。

広報誌での掲載事例、パンフレット、ポスター等の作成事例

受託機関が作成した広報誌等の紙面の事例を紹介しています。
参考にしてください。

広報誌等の掲載事例

広報誌

< 1冊未満 >

- [青森県つがる市（平成28年度）【PDF: 632KB】](#)
- [岩手県一戸町（平成25年度）【PDF: 843KB】](#)
- [岩手県奥州市（平成26年度）【PDF: 769KB】](#)
- [IA 大田町（平成28年度）【PDF: 1,204KB】](#)
- [IA 佐野町（平成28年度）【PDF: 751KB】](#)
- [岡山県岡山市（平成27年度）【PDF: 1,25MB】](#)
- [岡山県岡山市（平成27年度）【PDF: 690KB】](#)
- [岡山県岡山市（平成23年度）【PDF: 188KB】](#)
- [岡山県津島町（平成26年度）【PDF: 562KB】](#)
- [山口県山口市（平成30年度）【PDF: 1,974KB】](#)
- [IA 北とくし市（平成26年度）【PDF: 1,27MB】](#)
- [岡山県三木町（平成24年度）【PDF: 515KB】](#)

< 1冊 >

- [IA 赤松市（平成29年度）【PDF: 12KB】](#)
- [IA 土田町（平成24年度）【PDF: 620KB】](#)
- [宮城県仙台市（平成26年度）【PDF: 328KB】](#)
- [宮城県仙台市（平成26年度）【PDF: 406KB】](#)
- [岡山県赤松市（平成28年度）【PDF: 830KB】](#)
- [岡山県赤松市（平成28年度）【PDF: 830KB】](#)
- [IA 八幡町（平成29年度）【PDF: 676KB】](#)
- [岡山県岡山市（平成28年度）【PDF: 530KB】](#)
- [岡山県赤松市（平成26年度）【PDF: 254KB】](#)
- [岡山県岡山市（平成28年度）【PDF: 930KB】](#)

< 2冊 >

- [北海道釧路市（平成26年度）【PDF: 93KB】](#)
- [岩手県盛岡市（平成28年度）【PDF: 1,20MB】](#)
- [岡山県山内町（平成26年度）【PDF: 2,93MB】](#)

パンフレット・リーフレット

- [群馬県農業会館（平成26年度）【PDF: 2,21MB】](#)
- [岡山県岡山市・JA 東岡中会（平成23年度）【PDF: 2,87MB】](#)
- [IA 赤松市（平成26年度）【PDF: 5,53MB】](#)

ポスター

- [IA 赤松市（平成26年度）【PDF: 753KB】](#)

JA店加での電子掲示

- [JA 赤松中会（平成26年度）【PDF: 361KB】](#)

テレビCM

- [JA 赤松中会（平成20年度）【PDF: 1,86MB】](#)

ケーブルテレビ

- [岡山県岡山市（平成27年度）【AVI形式: 86,4MB】](#)

窓口・店舗でのPR媒体（チラシ・置き含む）

- [JA 赤松中会（平成26年度）【PDF: 575KB】](#)

封筒

- [岡山県岡山市（平成28年度）【PDF: 1,66MB】](#)

ラテ欄

- [群馬県農業会館（平成28年度）【PDF: 1,67MB】](#)
出典：南日本新聞生活情報誌「てい・たいむ」vol.227(2020年2月南日本新聞社读者局発行)
- [群馬県農業会館（平成28年度）【PDF: 1,52MB】](#)
出典：南日本新聞(2020年1月22日発行)

農 業 者 年 金 関 係 主 要 指 標

(令和3年2月末現在)

(時点)	旧 制 度						新 制 度						60歳未満 認定農業者 (人)		家族経営 協定数		基幹的農業 従事者 (千人)	
	被保険者数 (人)		特例脱一受給者 数(人)		受給者数(人)		年 金 額 (百万円)		被保険者数(人)		加入者数累計 (人)		H31年3月	順位	R2年3月	順位	H27年3月	順位
	H13年12月	順位	H20年3月	順位	R3年2月	順位	R3年2月	順位	R3年2月	順位	R3年2月	順位						
北海道	34,596	1	16,321	1	29,791	1	10,690	1	15,469	1	36,941	1	14,938	1	5,677	1	42.0	1
青森	10,877	6	9,206	7	7,085	17	1,899	17	987	12	2,981	14	4,006	4	1,302	17	17.1	3
岩手	9,322	9	6,304	13	10,991	7	2,950	7	985	13	4,636	7	2,122	16	1,969	11	10.3	14
宮城	11,278	5	9,238	6	11,815	6	3,345	6	1,141	10	6,524	2	1,885	18	736	26	8.0	21
秋田	10,085	8	9,440	5	9,478	8	2,616	8	666	21	2,894	15	3,170	8	691	27	8.0	22
山形	12,430	3	9,991	3	13,353	5	3,889	3	1,327	7	6,118	3	3,811	5	1,018	23	10.3	15
福島	11,607	4	9,444	4	13,402	4	3,665	5	668	20	3,506	11	2,877	10	1,124	20	10.5	13
茨城	8,197	13	7,509	9	7,941	11	2,145	14	920	15	2,105	17	3,138	9	3,044	5	16.2	4
栃木	8,482	12	7,346	10	7,357	15	2,094	15	1,147	9	3,470	12	2,569	13	3,812	3	11.4	11
群馬	6,650	15	5,041	16	7,645	13	2,177	13	786	17	2,098	18	1,723	20	2,106	8	8.4	20
埼玉	3,200	23	2,672	23	4,391	23	1,139	24	448	23	1,041	26	1,459	23	1,942	13	9.6	16
千葉	8,596	10	6,933	11	8,863	9	2,389	10	977	14	2,756	16	2,565	14	2,038	9	15.5	5
東京	132	47	67	47	397	47	94	47	89	46	210	46	660	35	456	31	3.3	34
神奈川	1,376	36	1,132	33	1,769	41	444	42	437	24	932	27	902	27	181	44	5.3	26
新潟	10,227	7	8,654	8	13,406	3	3,756	4	1,277	8	4,569	8	4,175	3	1,465	15	9.6	17
富山	1,470	31	885	35	2,987	27	856	27	116	45	814	30	248	46	275	39	1.2	46
石川	1,411	35	1,545	28	1,803	40	495	40	133	43	480	41	549	38	274	40	1.5	45
福井	706	44	481	44	1,620	44	446	41	118	44	464	43	169	47	338	37	1.2	47
山梨	1,036	38	775	37	2,142	36	583	35	221	34	515	39	849	29	347	36	4.2	31
長野	5,696	20	3,029	21	8,661	10	2,434	9	2,030	3	5,115	5	2,647	11	3,077	4	12.6	8
岐阜	1,899	29	1,296	30	3,247	26	899	26	408	27	1,072	24	712	32	619	29	3.5	33
静岡	5,813	19	4,775	18	7,204	16	2,011	16	701	18	1,931	19	1,904	17	843	25	10.6	12
愛知	4,166	21	3,646	19	4,571	22	1,225	22	419	26	1,056	25	1,790	19	1,668	14	13.6	6
三重	1,672	30	1,178	31	2,740	29	757	30	141	41	513	40	671	34	399	33	2.9	35
滋賀	922	42	689	40	1,941	38	550	38	136	42	383	45	708	33	227	41	1.7	44
京都	567	45	256	45	1,333	45	344	45	274	31	526	38	605	36	309	38	2.9	36
大阪	201	46	163	46	568	46	137	46	83	47	167	47	380	42	33	47	2.1	40
兵庫	2,122	28	1,337	29	4,268	24	1,169	23	266	32	905	28	888	28	174	45	5.1	27
奈良	1,034	39	779	36	1,758	42	499	39	149	40	397	44	391	41	224	42	2.0	41
和歌山	2,878	24	2,115	25	2,701	30	804	28	422	25	1,130	23	1,441	24	1,064	22	8.8	19
鳥取	1,425	34	1,178	31	2,107	37	573	37	213	35	611	37	302	44	356	34	2.8	38
島根	1,429	33	1,092	34	2,942	28	788	29	151	39	636	35	291	45	214	43	1.8	43
岡山	991	40	769	38	2,473	31	628	33	173	37	477	42	825	30	668	28	3.7	32
広島	1,042	37	617	41	2,233	34	577	36	160	38	651	34	489	39	132	46	2.9	37
山口	889	43	554	42	1,703	43	428	44	238	33	661	33	326	43	352	35	2.0	42
徳島	2,159	27	1,819	26	2,432	32	675	31	336	29	833	29	760	31	1,075	21	4.9	29
香川	986	41	501	43	2,169	35	587	34	197	36	717	32	416	40	419	32	2.6	39
愛媛	3,886	22	2,751	22	5,226	20	1,487	21	682	19	1,815	21	1,622	22	1,178	19	6.1	25
高知	2,440	26	2,262	24	2,422	33	660	32	397	28	634	36	1,425	25	999	24	6.6	23
福岡	7,079	14	5,989	14	6,428	18	1,894	18	831	16	1,852	20	2,604	12	2,657	6	11.4	10
佐賀	6,254	17	5,343	15	5,429	19	1,669	19	1,111	11	3,007	13	1,666	21	1,398	16	6.4	24
長崎	6,591	16	4,849	17	5,177	21	1,509	20	1,915	4	4,655	6	2,411	15	2,305	7	9.1	18
熊本	14,936	2	11,740	2	13,600	2	4,194	2	2,391	2	5,730	4	4,255	2	3,891	2	19.2	2
大分	2,458	25	1,670	27	3,935	25	1,060	25	454	22	1,332	22	1,203	26	1,181	18	4.5	30
宮崎	8,583	11	6,868	12	7,376	14	2,249	11	1,727	5	4,245	9	3,289	7	2,012	10	11.8	9
鹿児島	6,252	18	3,585	20	7,846	12	2,177	12	1,464	6	4,021	10	3,362	6	1,944	12	12.8	7
沖縄	1,470	31	695	39	1,853	39	434	43	288	30	785	31	581	37	586	30	5.1	28
基金管理分					56		13		4		10							
合計	247,518		184,529		270,635		78,102		45,673		128,921		89,779		58,799		372.9	

注) 認定農業者 ……経営局経営政策課「農業経営改善計画の認定状況(法人、共同申請による農業経営改善計画の認定数を除く60歳未満。)
 家族経営協定数 ……経営局就業・女性課女性活躍推進室「家族経営協定に関する実態調査・締結事例」より
 基幹的農業従事者 ……2015年農林業センサス農林業経営体調査(平成27年3月1日現在)。(20歳以上60歳未満)(※一戸一法人に帰属する者を除いている。)
 特例脱退一時金の受給者数185千人は、被保険者(248千人)からの受給者数148千人と待期者(82千人)からの受給者数36千人の合計

令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針（案）

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第4期中期目標・中期計画の目標

第4期中期目標(平成30年度～令和4年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時まで、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を25%に拡大するとともに、中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、第4期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

2 新規加入者数の目標設定 (P)

平成30年度から令和元年度まで取り組まれた「加入者累計13万人早期達成3ヶ年運動」の成果と課題、中期目標期間の後期2ヶ年における目標の設定について記述。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和3年2月末の〇〇.〇%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和3年2月末の〇〇.〇%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は〇〇%、後者は〇〇%)に比べると、依然として低い水準にある。

(2) 政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(12,610経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた3,985経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2(認定新規就農者で青色申告者)に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者(8,484経営体)に青色申告者の想定割合(31.6%)を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

(3) 農業者への制度の普及・浸透状況

平成元年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は60%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金への加入のきっかけについては、「農業委員会やJAの関係者による戸別訪問」(44%)が最も多く、次いで「家族からの勧め」(32%)、の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

(4) 加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、農業者年金受給者等組織(以下、「年金協議会」という。)役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOB等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

(5) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村やJAの間で大きな格差が生じている。基金の分析(※)では、新規加入者の実績が多い市町村・JAにおいては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会とJAの連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JAにおいては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会(以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。)の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合(以下、「市町村段階の業務受託機関」という。)の取組の点検・

助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。
※平成27年度～令和元年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

II 加入推進の基本方針と重点的对象

1 加入推進の基本方針

(1) 目標

第4期中期目標・中期計画の目標の達成を図るために設定される中期目標期間の後期2カ年における目標について記述。

(2) 加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Iの3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAG・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ(県の記者クラブ)等との連携

(注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす

農業者には保険料の国庫補助があること

2 加入推進の重点的对象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下、「全国段階の業務受託機関」という。）、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的对象者への働きかけを強化する。

(1) 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施の新規就農講座等を活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

(2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心

とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の OB、その他行政機関の OB 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説

明者は、加入推進の DVD のほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

(2) 加入推進部長の設置と活動

① 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員の OB、農地利用最適化推進委員、JA 役員等、JA 役員等の OB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の OB、その他行政機関の OB 等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JA の役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式 1 号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式 2 号）を作成・提出する。

② 加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、⑦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、①認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、⑤戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

(3) 加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第 7 号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第 2 号。以下「管理表」という。）を提出する。

- ① 今年度の加入目標人数（うち 20 歳以上 39 歳以下と女性の目標人数）の設定
- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数（うち 20 歳以上 39 歳以下と女性の目標人数）の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画

- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

(4) 加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会とJAの実情に応じた組織体制の見直しを図る。

(5) 加入推進名簿（様式例3）の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局とJA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的対象となる農業者の属性(20歳以上39歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等)を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和3年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状

況等を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

(6) 戸別訪問先の選定

Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的对象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

(7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会とJA等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会やJA役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

(8) 加入推進活動の展開

① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

② 広報PR活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広

報誌への記事等の掲載、JA 窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大い取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(農業者年金基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

(9)戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に整理する。その際、個人情報取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」(様式例3)の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

(10)農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等(注)を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

(注)令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連

合会等を通じ、管内 JA の信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱（平成23年4月1日付22独農年企第92号）に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

(1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画（様式例5）」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

① 都道府県別及び市町村・JA 別の新規加入目標の周知（P）

中期目標期間の後期2ヶ年の取組において示された都道府県別及び市町村・JA 別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和2年度における市町村・JA 別の加入目標の達成状況を記す。

② 加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期（前期・後期）に分けて、加入推進強化月間を設定する。

③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画（都道府県独自の表彰を行っている場合のみ）

⑦ 加入推進の重点活動市町村・JA の設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット（加入対象者）が多い市町村・JA を重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧ 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォロー

アップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

(2) 加入推進活動の展開

① 加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期（9月までを目処）に調整し、5月末まで（7月以前に開催を希望する場合は、4月15日まで）に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含めて）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明（必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明 DVD の活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。）
- ・ 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介（例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用）
- ・ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- ・ 制度説明用 DVD や加入推進用 DVD の上映
- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、

マスコミ(都道府県の記者クラブ)、農政局所在地においては農政局担当部局、TAG・LA等JA関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などPR効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行うとともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のJA青年組織役員については、JAと連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオCM等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導セ

ンター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

(3) 市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、2の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)に「管理表」により把握・点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

(4) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国(域)で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

(1) 全国農業会議所における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金の取組

(1) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講ずべき対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普

及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、Ⅳの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

Ⅳ 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2) 巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1) 特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

(2) 5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の5者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の3者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JAに対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

V その他

この取組方針は、令和3年4月1日から適用する。

◎加入推進活動の役割分担(概要)

<p>農業者年金基金</p>	<p>全国段階の業務受託機関</p>	<p>都道府県段階の業務受託機関</p>	<p>市町村段階の業務受託機関</p>
<p>農業者年金加入推進の取組方針の作成</p>	<p>加入推進活動等を効果的、効果的に実施するための企画・研修会の開催 (例、全国の農業者年金関係者を集めた加入推進セミナーの開催、農業者年金担当者を集めた会議の開催)</p>	<p>加入推進活動計画の策定 ① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知 ② 加入推進強化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画 ⑤ 各種の広報紙等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 ⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画 ⑦ 加入推進の重点活動市町村・JAの設定 ⑧ 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ</p>	<p>加入推進を行う者の学習 加入推進部長の設置 加入推進活動計画の策定</p>
<p>加入推進活動等に資する会議・研修会の開催 ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金基金関係者会議」を開催し、取組方針の周知・徹底(4月) ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とした業務研修会の開催(4月～6月) ③ 都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「全国6ブロック会議」を開催(10月～)、意見交換と対策等を協議 ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関における役員等で協議する「農業者年金基金推進連絡協議会」を開催(2月)、次年度に臨すべき対策を協議</p>	<p>制度普及・加入推進に必要な資料の作成、配布、参考情報の提供 (例、全国農業新聞・日本農業新聞を活用した企画広告、家の光・地上等の担い手向け農業誌でのPR及びアイデアアップ広告、加入推進活動を掲載するための事例集の作成)</p>	<p>加入推進活動の展開 ① 加入推進特別研修会を基金との共催により開催 ② 制度説明会等を通じて対象者への働きかけ ③ 各種の広報紙等を活用したPR活動の展開 ④ 農業者大学校等の都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請</p>	<p>① 今年度の加入目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数の設定) ② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数の設定) ③ 加入推進体制の整備計画 ④ 加入推進名簿の整備計画 ⑤ 加入推進強化月間の設定計画 ⑥ 戸別訪問の実施計画 ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画 ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画 ⑨ 広報紙等活動の実施計画 ⑩ その他の活動計画</p>
<p>制度普及・加入推進に必要な資料の作成・配布、参考情報の提供 制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資料の作成・配布、加入推進に必要な情報の提供</p>	<p>都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力 (例、特別重点県に指定された受託機関の5者協議への出席、東域で開催される加入推進特別研修会等への出席)</p>	<p>市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ ① 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の把握(遅くとも6月末を目処) ② 計画の進捗状況を「管理表」により点検(原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)) ③ 点検結果を踏まえ、巡回指導等のフォローアップ活動を展開</p>	<p>加入推進体制の整備 加入推進名簿の整備・更新 戸別訪問先の選定 加入推進対策会議の実施 加入推進活動の展開</p>
<p>業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣 業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員を派遣</p>	<p>市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知 制度の普及と加入推進の向上に資するよう、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介</p>	<p>ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等 ブロック代表となった業務受託機関は、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催</p>	<p>① 各種適合等を活用した制度説明・PR活動の展開 ② 広報紙PR活動の展開 ③ 戸別訪問の実施(最も重要かつ加入効果が大きい取組)</p>
<p>広域推進協力員の設置 全国的・広域的な視点から加入推進活動を展開できる者を「広域推進協力員」として委嘱し、周知活動に活用</p>	<p>重点・特別重点都道府県の指定 加入推進活動が低調な都道府県の中から、重点都道府県を指定するとともに、重点都道府県のうち特に子入り入れが必要とされる都道府県を特別重点都道府県として指定</p>	<p>重点・特別重点都道府県の指導と特別活動等の実施 ① 重点都道府県の業務受託機関は、加入対象者が多い地域をターゲットとした巡回意見交換会を開催 ② 特別重点都道府県の業務受託機関は、5者協議(基金、全中、全国農業基金協同所、農中、農会)を開催して、特別活動計画を策定するとともに、重点市町村・JAに対する巡回意見交換会を開催</p>	<p>戸別訪問後のフォローアップ</p>